



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本帝国主義の朝鮮における植民地教育体制形成と日本語普及政策：韓国統監府時代の日本語教育を通じた官吏登用と日本人配置
Author(s)	井上, 薫
Citation	北海道大學教育學部紀要, 58, 163-195
Issue Date	1992-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29385
Type	departmental bulletin paper
File Information	58_P163-195.pdf



日本帝国主義の朝鮮における 植民地教育体制形成と日本語普及政策

—— 韓国統監府時代の日本語教育を通じた官吏登用と日本人配置 ——

井 上 薫

The Japanese Colonial Empire in Korea :
Its Policies of the Expanding Japanese Language before the Annexation (1910)

Kaori INOUE

は じ め に

日本帝国主義は日清戦争時点から朝鮮王朝・大韓帝国政府に日本人を顧問として送りこみ、朝鮮の「近代化」に少なからぬ影響を与えてきた。しかし、その「近代化」はとりもなおさず日本の朝鮮侵略過程の一段階であった。この侵略の本格的な展開は日韓議定書を締結した1904年以降のことである。この「日韓議定書」の「第四条」には「大日本帝国政府ハ前項⁽¹⁾ノ目的ヲ達スル為メ軍略上必要ノ地点ヲ臨機収用スルコトヲ得ル事」が規定され、韓国駐劄軍行動の足場となった。これに続き日本は、第一次日韓協約（1904年8月）を根拠に大韓帝国に外交・財務両顧問を置き、大幅な内政干渉を行った。その後、第二次日韓協約（1905年11月）によって外交権を奪い、韓国統監府を設置（1906年2月）して、大韓帝国の内政に対しても統監による本格的な「指導」を始めていった。この事態に対して、朝鮮の多くの人々が義兵闘争を開始したが、日本帝国主義は彼等を「暴徒」と呼び、その鎮圧を兼ねて憲兵警察を全国各地に網の目の如く張り巡らそうとした。本論文の対象とする時代は以上のような状況の下にあった。

本論文では、この韓国統監府時代の日本帝国主義が朝鮮の支配政策をどのように浸透させようとしたかを解明するため、日本人および日本語を朝鮮の支配機構にどのように組み込んでいったかを考察する。この場合、親日的な教育内容を受けた朝鮮人子弟が朝鮮の旧体制に代わって支配機構に入り込んでいくシステム、すなわち教育政策および官吏登用制度のように日本の支配が浸透しやすい環境を作り上げていく諸政策を中心に考えることとする。すなわち、①日本語の浸透にとって教育機関が重要な機会となったことから、これに関連する教育政策の展開を論じ、そして、②日本語使用の必然性を生み出していったのがほかでもなく日本人の支配であったことから、日本人が大韓帝国の支配機構にどのように入り込んでいったかを論じたい。

旗田巍は「『併合』後、朝鮮で行なわれた日本の植民地支配の前提となるようなものが、すべてこの過程でできている」と指摘した。⁽²⁾このことに着目するならば、この「前提」づくりについてどのような段階を経てなされたのかを重視してもしかるべきと考えるが、従来の教育政策研究の多くは韓国統監府期に成立し、朝鮮総督府時代まで引き継がれた主な法令を列挙するにとどまっている。

本論文は日本人として日本帝国主義の侵略が如何に進められようとしていたかを解明する立場から、朝鮮支配における人材養成・官吏登用を教育政策に密接な関連を持っていると捉え、これ

に論及することにした。この人材養成・官吏登用政策は長期的に見て植民地支配機構を形作るのに重要な役割を果たしたものであり、また、教育機関、官庁における日本語使用が日本語普及の拠点となっていたことを考えても避けては通れない問題である。この観点からいえば、1907年の第三次日韓協約による「次官政治」開始と共に本格化する日本人官吏の大量導入は、統監府による教育政策の展開について重要な意味を持つと考えられるが、これにより明確に時期区分が示されているものは、稲葉継雄論文を除いてほとんどない。⁽³⁾これはほかにも、例えば解散させられた軍隊が義兵闘争に加わったり、愛国啓蒙運動の一つである教育救国運動が盛んになり、これに対する統監府の取締りが厳しくなる時期と私立学校や教科書内容に対する統制政策が実施される時期と重なることから、もっと注目してよい点であろう。

日本語の普及においては多くの研究者が教育政策の役割を重視し、朝鮮総督府時代までを含めた各教育機関での授業時間数の推移を中心に研究されてきた。その成果によって全体として日本語による侵略の進行が明らかになっている。近年では例えば、^{チュスウシ}朱秀雄、稲葉継雄の諸論文は朝鮮開化期以降の実証研究を行ってきている。朱論文は日本語教育の歴史を体系的にまとめたものであり、⁽⁴⁾稲葉論文は、朱論文は成果を取り入れつつ、個別具体的な「日語学校」の検討を通じて「旧韓末の教育における日本語・日本人の位置付け」という重要問題の解明に新たな知見を加えた。⁽⁵⁾本論文との関係で言えば、朱論文をベースにしつつも、さらに「皇城新聞」「大韓毎日申報」の詳細な事例抽出から、多くの私立学校で日本語が課せられていたこと、しかも「民族私学やキリスト教系私学の代表とされる学校にも日本語を教えたものが少なくなかったこと」、「国権回復を目指す教育救国運動の一環として日本語教育が推進された事実」もあることを明らかにした。⁽⁶⁾これは“日本語教育＝日本帝国主義の侵略”という図式が単純には成立しなかったということを意味し、韓国統監府時代に行われた諸政策と旧韓国における日本語の関連に再考すべき課題をもたらしたと言える。

この点について、渡部学は日本語－朝鮮語の関係を、単に支配－被支配の対立関係だけでは捉えきれないとして、「二言語主義」をそれまでの「母語と古典語」あるいは「母語と教養語」（「漢文」を指定している）の二言語主義から「母語と近代他言語」の二言語主義への「転回」過程に位置付け考察した。⁽⁷⁾が、具体的には、1891年から1893年まで「旧韓国」の日語学校で日本語を教えた岡倉由三郎が既に①学習容易（文脈同一）、②実利があることの二点から「日語」の導入を進めており、その「便益」もその後の日本人にとっての「便益」であることを明らかにしたことが中心であった。あくまでも統監府時代の支配関係をおさえた上での問題だが、これは、旧韓国における日本語の位置付けについて考察するための糸口となろう。

^{イサンホ}李相五は、日本語の流入過程として大きく1)日本人の大量移住による日本人との接触頻度増、2)「近代化」⇔「日本からの制度導入」による日本からの書記語の流入、3)日本への留学生たちによる用語の導入、さらに4)統監府による教育政策によって、相当量の日本語の語彙導入が行われたと論じた。⁽⁸⁾このうち、1)4)は主として日本人によるものであり、日本人が朝鮮へ入り込むことによって言語問題が生じるという視点は有益であった。しかし、1)は在朝鮮居留日本人のとりわけ初期商業活動が論述の中心であって、実際の日本語使用“強制”が公的権力を通して行なわれたことを考えれば、さらに官庁へのあるいは地方行政機構への日本語浸透状況の解明が課題であると考ええる。本論ではこの作業を進めるにあたって、日本語を使用する日本人が官庁に入り込む状況、そしてそのことによって起こった諸現象について論じることとする。

また、2)3)は旧韓国側の意識的行動であると分けられよう。しかし、2)3)は韓国内の

総ての意識を代表していたわけではなく、とりわけ進行していく4)との関係において、日本、日本人及び日本語に対する抵抗も起っていた。

4)との関連で朝鮮人の官吏就職者の状況についても言及したい。旧韓国時代の実質的な高等教育機関は官立の外国語学校抜きには語れない。ここでも、とりわけ日本の侵略に伴った日語学校の伸長が目覚ましい。特に日語学校を中心とする外国語学校の卒業生が大韓帝国の官吏に登用されたことに着目し、卒業生の動向について検討したい。

(註)

- (1) 前項は以下のとおり。「第三国ノ侵害ニ依リ若クハ内乱ノ為メ大韓帝国ノ皇室ノ安寧或ハ領土ノ保全ニ危険アル場合ハ大日本帝国政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ取ルヘシ而シテ大韓帝国政府ハ右大日本帝国政府ノ行動ヲ容易ナラシムル為メ十分便宜ヲ与フル事」【制令（「外地法制史」第四部の一）】前編，外務省条約局法規課，1960年10月，8頁。
- (2) 朝鮮史研究会編『朝鮮の歴史』，三省堂，1974年，194頁。
- (3) 稲葉継雄「旧韓国の教育近代化と日本人の役割」【昭和56年筑波大学学内プロジェクト研究報告書】，1982年3月。
- (4) 朱秀雄「韓国における日本語教育に関する研究（Ⅰ）——開化期の日本語教育」【京畿大学校論文集】17〔1〕，1985年12月。／「韓国における日本語教育に関する研究（Ⅱ）——統監府時代の日本語教育」【京畿大学校大学院論文集】3，1986年12月。
- (5) 稲葉継雄「旧韓末の日語学校（補遺）」【文芸言語研究（筑波大学）】17（言語篇），1990年1月。130頁。
- (6) 稲葉継雄「旧韓末の私立学校における日本語教育」【文芸言語研究（筑波大学）】18（言語篇），1990年9月。111頁。
- (7) 渡部学「韓国教育における二言語主義——日語の特殊歴史相のもつ重層構造」【韓】2〔9〕，1973年9月。
- (8) 李相五「舊韓末開化期^의日本語流入過程^에對^한하^아」【人文研究】第八輯第一号，嶺南大学校人文科学研究所，1986年8月。

第一章 韓国統監府による公教育体制形成と公教育機関出身者の官吏登用

第一節 官公立教育機関における日本語教育

日本帝国主義は大韓帝国の内政に対して日本の支配権を行使しようと幾つかの議定書・協約を強要してきたが、日本語普及・強制にとって、韓国政府学部（＝文教関係官庁）の管轄下にある公教育体制を活用する方法が最も効率のよいものであった。では、学政参与官幣原坦に端を発する韓国統監府の教育政策中、⁽¹⁾日本語教育についてはどのようになっていたであろうか。

統監府設置から約半年後の1906年8月，韓国政府の名の下で以下の法令が制定されたが，これらも幣原の影響が大きかったと考えられる。

農林学校官制 1906年8月27日 勅令第39号

学部直轄学校及公立学校官制 1906年8月27日 勅令第40号

師範学校令 1906年8月27日 勅令第41号

高等学校令 1906年8月27日 勅令第42号

外国語学校令 1906年 8月27日 勅令第43号
 普通学校令 1906年 8月27日 勅令第44号
 師範学校令施行規則 1906年 8月27日 学部令第20号
 高等学校令施行規則 1906年 8月27日 学部令第21号
 外国語学校令施行規則 1906年 8月27日 学部令第22号
 普通学校令施行規則 1906年 8月27日 学部令第23号
 農商工部所管農林学校規則 1906年 9月10日 農商工部令第48号⁽²⁾

幣原坦の韓国政府学政参与官としての在任は1906年6月までであり、⁽³⁾直接には教科書編纂の進展が思わしくなく、統監伊藤博文から「著述家トシテハ不適任」として「更迭」されたのであったが、⁽⁴⁾①それ以前（1906年3月）に「京城現在ノ小学校中ノ四校ニ先ヅ日本人教師ヲ一名宛置キハ歳以上ノ児童ヲ強制的ニ就学セシムル計画ニ付学部大臣李完用幣原学政参与官トノ間ニ協議成立セル由」という報道がなされていること、⁽⁵⁾②「愈々実行ニ決定シタル韓国教育新計画ハ幣原博士ノ立案ヲ踏襲シテ大体ヲ普通教育、高等教育ノニ二分チ…」と評されていたこと、⁽⁶⁾③この約十年後幣原が朝鮮で講演した際、本人が「普通学校令」草稿を示したことから、⁽⁷⁾これらの諸法令制定作業に幣原がかなり重要な部分でかかわっていたといえる。

最も重点が置かれた初等教育機関に関する「普通学校令」について見てみよう。

わずかばかりだが「拡張」されていた小学校程度の学校をこの勅令で「普通学校」とし、従来の修業年限（6年）を短縮して4年とした。⁽⁸⁾また、初学年は8歳入学だが、当分の間14歳までを就学対象とした（普通学校令第十条）。なお、「普通学校」は日本人子弟の通う「小学校」とは別系統であった。⁽⁹⁾ほぼこの時期にあわせ、主要な教科書の編纂が完了しており、「日語読本八冊、国語読本八冊、漢文読本四冊、理科及び修身書」を「来年四月の新学期より使用する」ことになった。⁽¹⁰⁾

次に官公立教育機関で朝鮮人子弟が学ぶべきとされた教科内容について言及する。まず「普通学校各学年教科課程及毎週教授時数表」（第1表）に注目したい。

普通学校では、全教授時間数のうち朝鮮語、日本語、算術がそれぞれ六時間ずつを占め、これらが主要教科目であった。特に、この普通学校では「日語（＝日本語）」が正課として教授された。その教授時間数も「国語（＝朝鮮語）」と同じ時間数が割り当てられていた。また日本語は、かつて幣原が「韓国教育改良案」で示したとおり第一学年から課された。⁽¹¹⁾また、この「日語読本」は「統監府設置以来、各官公立学校に招聘された内地人教師によって通訳つきで取扱はれた」のであった。⁽¹²⁾

その他の教科では、「地理歴史」と「理科」に注目したい。普通学校の修業年限を四年と短縮したために、必然的に教育すべき教科目には制限が出てきた。高橋浜吉はその著書『朝鮮教育史考』（1927年発行）で、「地理歴史」を単独教科目とは認めなかったこと、「理科」も四年制の初等学校において単独教科目とすることは当時の世界的趨勢からみた「常識」では自明のものではなかったことを記している。

「地理歴史」については「国語（＝朝鮮語）」の中で教材に盛り込むことが正当化され、結局朝鮮民族が自民族の歴史を系統的に学ぶ機会を奪った。また、「理科」については、当時世界的には四年制初等学校ではこれを単独科目で教えることはなかったが、実業教育振興の見地から政策担当者が「一致」して「理科」の単独教授を認め、なおかつ「併合」以前では特例となるが「理

第1表 普通学校各学年教科課程及每週教授時数表

教科目/学年	時数	第一学年	時数	第二学年	時数	第三学年	時数	第四学年
修身	一	人道實踐 ^의 方法	一	全上	一	全上	一	全上
国語(朝鮮語)	六	日常須知 ^의 文字及普通文 ^의 讀法書法作法	六	全上	六	全上	六	全上
漢文	四	近易 ^한 漢字漢文	四	全上	四	全上	四	全上
日語	六	會話及口語文 ^의 讀法書法作法	六	全上	六	全上	六	全上
算術	六	計法書法通常加減乘除	六	通常加減乘除	六	通常加減乘除 小數 ^의 呼法書法及加減乘除 ^의 分數、度量衡、貨幣及時 ^의 計算	六	全上
地理 歷史		本國歷史地理 ^의 大要		全上		本國歷史本國及外國地理 ^의 大要		全上
理科					二	動物、植物、礦物及自然 ^의 現象	二	簡易 ^한 物理化學 ^의 現象及人身生理衛生 ^의 大要
図画	二	簡易 ^한 諸般形體	二	全上	二	全上	二	全上
體操	三	遊戲 普通體操	三	全上	三	全上	三	全上
手芸		運針法編織刺繡		通常衣類 ^의 縫法裁法補綴法		全上		全上
唱歌		單音唱歌		全上		全上		全上
手工		簡易 ^한 細工		全上		全上		全上
農業						農業 ^의 大要		全上
商業						商業 ^의 大要		全上
計	二八		二八		三〇		三〇	

出典：学部令第23号 普通学校令施行規則 第一号表 1906(光武十)年8月27日，
(旧韓国『官報』第3549号，1906(光武十)年9月4日)

科書」を「日文(=日本語)」により記したのであった。⁽¹³⁾実業教育が日本語を通して、しかも教科目の恣意的な選択設定によって導入されたのであった。

上級学校の入学資格は次のように規定された。

師範学校本科の入学資格は、1906年の時点で「普通学校卒業以上の学力を有する」と記され、⁽¹⁴⁾必ずしも「普通学校卒業」は必要でなかったが、①高等学校令では「普通学校を卒業した者、或は此と同等な学力を有する者」を条件とし、⁽¹⁵⁾さらに「普通学校卒業者は他志願者より先に本科第一学年に入学することを許す」特権を設け、⁽¹⁶⁾高等学校入学希望者の中では普通学校卒業生が優先される仕組を作った。②1909年7月に制定された「実業学校令施行規則」でも、「第二十二条」に「第一学年入学志願者中普通学校を卒業した者は学力試験を行わずして他の志願者より先に入学を許可すべし」と規定された。⁽¹⁷⁾①②いずれも、志願者が定員を超過するときには、その中で試験をし選抜することになっているが、これらの規定は官公立(私立の準公立扱いをも含む)普通学校に就学した者にのみ上級学校進学の道を与え、結局その実現のためには普通学校での日本語修得という関門を通過せざるを得ない構造を作り出していったのである。⁽¹⁸⁾

次に日本語教授を進めた日本人教員の配置について述べよう。

官公立の初等学校へ日本人教員が入り込んだのは、幣原報告書によれば1905年10月頃であるが、⁽¹⁹⁾本格的には1906年8月普通学校令を制定し(施行は9月1日から)、「日語」を第一学年から必修科目とした時点からである。^{キムヨソウ}金英宇は1906年5月17日学部令第18号「官立漢城師範学校教員臨時養成科規則」に着目し、1915年の朝鮮総督府『朝鮮教育要覧』を引用しながら、この臨時養成科を「普通学校に配置した日本人教員の日本語通訳教員養成課程であった。」と評している。⁽²⁰⁾まだ初等教育機関が「小学校」時代であったが、日本語必須化を近い将来に意図しての通訳教員準備のための措置だった。これに関する学部としての方針は、幣原在任中の同年4月下旬の次の新聞記事から裏付けられる。

「各地方小学校でも日本人教師を一人ずつ配置する予定であるが学部から日本各處に交渉し……(後略)」⁽²¹⁾

1906年9月の普通学校令体制は、いきなり始められたのではなかった。学部は大韓帝国の首都漢城(現ソウル)をモデルケースとして、次の記事のように「小学校」時代から日本人教員の配置を一足先に計画し、実施に移す準備を着々と進めていたのだった。すなわち、「学部」では「漢城内各官立小学校に日本教師一人ずつ配置教授するために現今日人十名を雇聘することにし其の中四人は已渡来」したという同年7月の報道がそれを物語っている。⁽²²⁾

実際に9月から各普通学校で日本語教授が始まったが、数日後(9月上旬時点)の「職員会」で既に低年齢児に対する日本語教授の時期尚早論が「提議」されていた。すなわち「普通校の一二年級は八九歳児が日語科を教授すること」になったが、「各教員」からは「孩児が未だ本国語を解し能わざる今日豈能く日語教科を学習せん乎」、「十四五歳になって日語を毎日幾句ずつ教授することが妥当だ」という意見が出されたのである。⁽²³⁾

また、10月時点の「各地方小学校」の状況もほとんどかわりなく、「七八歳になった学徒に日語科を添入すること」、「本国言語も嫻熟しないうちに此の如くに教授すること」の問題性が挙げられていた。⁽²⁴⁾

にもかかわらず、日本人教員は普通学校が増加するに従って確実に配置され、日本語教育を続けていった。普通学校数と生徒、教員数の推移について(第2表)を掲げよう。

この時期、韓国政府の管轄であり、統監の「指導」が及ぶ官公立学校の数はいくつか少なく、自らを「模

範教育」という位置付けでしかその普及の少なさを肯定することができなかった。

第2表 官公立普通学校数及び生徒数、教員数の推移

学校分類	年	校数	生徒数			教員数		
			男	女	計	日本人	朝鮮人	計
官立 及 甲種公立	1906年末	23	2,380	-	2,380	23	78	101
	1907年末	50	4,615	-	4,615	52	172	224
	1908年(学年末)	50	8,085	130	8,215	63	233	296
	1909年(学年末)	59	9,598	494	10,092	68	280	348
	1910年(学年末)	60	10,131	936	11,067	81	300	381
補助指定	1906年末	-	-	-	-	-	-	-
	1907年末	-	-	-	-	-	-	-
	1908年(学年末)	-	-	-	-	-	-	-
	1909年(学年末)	31	2,451	52	2,503	32	82	114
	1910年(学年末)	41	3,778	210	3,988	42	121	163
乙種公立	1906年末	未詳	-	-	-	-	-	-
	1907年末	未詳	-	-	-	-	-	-
	1908年(学年末)	48	2,529	-	2,529	3	80	83
	1909年(学年末)	34	2,239	-	2,239	5	78	83
	1910年(学年末)	29	2,096	83	2,179	9	72	81
計	1906年末	23	2,380	-	2,380	23	78	101
	1907年末	50	4,615	-	4,615	52	172	224
	1908年(学年末)	98	10,614	130	10,744	66	313	379
	1909年(学年末)	124	14,288	546	14,834	105	440	545
	1910年(学年末)	130	16,005	1,229	18,234	132	493	625

出典：『学事統計』1910（明治43）年度，朝鮮総督府，34～35頁。

（『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第52巻，龍溪書舎，1988年3月復刻版）

第二節 官吏登用制度の変更

朝鮮における旧来の官吏登用は科举制度によっていたが、「身分制度と社会構造の矛盾に対する社会的不満と改革の要求」によって1894年「甲午更張」という制度改革が行われ、この過程で科举制度は廃止された。⁽²⁴⁾その後、官吏登用は表向きには「朝野紳士京郷貴賤を選ばずあらゆる社会階層」に向けられていたが、⁽²⁶⁾実際「甲午更張」時の「銓考・選挙条例」は「官僚候補者の資格規定でなく各部衙の大臣に選取権を与えているために、たとえ試取制度があっても既存秩序の認定と官僚の縁故関係によって官僚が充員されるほかない結果」になっていたという。⁽²⁷⁾

既に韓国統監府設置以前、外交・財務顧問の導入に続いて韓国政府学部に学政参与官として送りこまれていた幣原坦は文官銓考所の設置（官制は1905年2月）に際して、彼の構想「韓国教育改良案」（4月11日）で示した「普通文官ハ学校卒業者ヨリ之ヲ取ルノ道ヲ開クベシ」との提言を進め、この直後の「文官銓考所規則」（4月24日）へこの趣旨を盛り込ませ、以下のように文官を「学校卒業生」から採用する道をつくった。

「第二条 年齢満二十歳以上の男子で各学校を卒業した者は総て銓考に赴くことを許す但現今間は未だ卒業生でなくとも学識と才能が有る者も文官銓考に赴くことを許す」⁽²⁸⁾

また、第七条では「各官立学校から卒業した者」に、「初考」「会考」という二段階採用試験のうち「初考を免」れる特典が与えられたのであった。

幣原はこの卒業生採用については、次のように教育機関就学奨励策として考えていた。

「学校卒業生ヲ優待シテ以テ官吏ニ任用スルノ道ヲ開クハ從來ノ情実政治ノ根底ヲ改善スルニ便ナルノミナラス子弟ヲシテ学ニ就カシムルノ奨励亦之ニ過クルナキ也幸今回官制釐正^{リセイ}ノ結果トシテ議政府ニ文官銓考所ノ設置ヲ見ルニ至リタレハ去四月其細則制定ノ際極力学校卒業生ヲ優待センコトヲ説クニ努メタリ是ヲ以テ尋デ発表セラレタル細則ハ卒業生ニ便宜ヲ与フルコト鮮シトセス然リト雖猶批議評論スヘキ所多キニ居ルハ遺憾トス」⁽²⁹⁾

このように官公立学校の卒業生に対する優待制度は意識的に作られたのであった。なお、この優待制度の実施については「猶批議評論スヘキ所多」く、必ずしも幣原にとって満足のいくものではなかったようである。

教育機関の卒業生と官吏採用の関係については、^{キムヨンモ}金泳護が「学校教育の重要性と卒業者のさしあたっての採用は1898年12月に公布実施された奏判任官試験及び任命規則から調べてみることができる」こと、「初期には教育水準が高い人は間違いなく奏任官に任用されることのできる機会があった」こと、「しかし、1906年以後の官吏任用はそのような特惠を受けず、学力と資格をとて厳格に規定している。」と記している。⁽³⁰⁾では、1906年文官任用令で果たしてどのような断絶があるのだろうか。

統監府期の文官任用令について、旧韓国『官報』によって関係法令を列挙すると以下のようになる。

- 文官任用令 勅令第53号 1906年9月24日（旧韓国『官報』1906年9月28日付録）
- 文官銓考所試験規則 議政府令第2号 1906年10月25日（第3595号，1906年10月27日）
- 文官任用令 勅令第51号 1908年7月23日（第4136号，1908年7月27日）
- 文官任用令中改正 勅令第71号 1908年10月5日（第4197号，1908年10月8日）
- 文官任用令中改正 勅令第82号 1908年11月27日（第4241号，1908年12月1日）
- 文官任用令中改正 勅令第61号 1909年5月31日（第4391号，1909年6月1日）
- 文官任用令中改正 勅令第99号 1909年11月12日（第4529号，1909年11月13日）

ここでは1906年の法令のうち、幣原の政策との関係から「文官銓考所試験規則」（1906年10月25日）について若干言及しよう。なお、1908年以降の改正については次章で述べることにする。

この「文官銓考所試験規則」の「付則」，「第十五条」には「光武九（1905…註井上）年議政府令第一号文官銓考所規則は廃止する」とある。⁽³¹⁾すなわち、幣原が加えた官公立学校卒業生に対する優待制度は法文上この時点で一旦断絶し、「初考」は「第五条」で「中等教育に相当する学力」の有無を判定するものであることが明確に規定され、「初考」免除はなくなった。といっても、「定期試験」「臨時試験」の二種類のうち「臨時試験」においては「初会考科目を合試することを得」（第十条）という規定もあり、実質的に一度の試験で済む可能性もあった。また、官公立学校（普通学校より上級の学校）を出ていればおそらく「中等教育に相当する学力」は身に付けることが出来たのではないかと推測され、「初考」免除の実質的意義はそれほど大きなものではなかった

可能性もある。

しかしながら、この期に官公立学校の卒業生の就職先を官僚と結びつけることで就学奨励の一助としようとしたことは、その後の官公立教育機関における教育内容の統制とあわせて、確実に日本帝国主義の意に適った人物を朝鮮の支配機構に組み込んでいく布石となったといえよう。

(註)

- (1) 拙稿「韓国統監府設置前後の公立普通学校体制形成と日本語普及政策」『日本の教育史学』第34号、1991年10月では、学政参与官幣原坦の「韓国教育改良案」をはじめとする諸政策が、韓国統監府設置直後の1906年に統監に「指導」された韓国政府によって行われた教育諸法令制定の原形となっていることを論じた。
- (2) 先行研究では、この統監府期の法令については列記して済ませる方法が多く取られている。例えば吳天錫（渡部学・阿部洋訳）『韓国近代教育史』高麗書林、1979年、132頁（原本は、1964年発行）、康吉秀『韓国教育行政史研究草』載東文化社、ソウル、1980年、148～149頁、尹健次『朝鮮近代教育の思想と運動』東京大学出版会、1982年、314～315頁、鈴木敬夫『朝鮮植民地統治法の研究——治安法下の皇民化教育』北海道大学図書刊行会、1989年、50～51頁がそうである。問題は、1906年の諸勅令についてそれぞれ施行規則が同日に公布されているのに、これらの記述が略され、1909年の諸勅令改正も略されたまま、この1909年時の施行規則のみ明記している点にある。この表記では施行規則のみが遅れて制定されたと誤解される。原因の一つとして考えられるのは、高橋浜吉の『朝鮮教育史考』（1927年発行）、または学部『教育法規抄』（1909年8月現行；『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第64巻、龍溪書舎、1991年7月復刻版でみられる）を主たる典拠としたことであろう。これらの法令引用は「韓末」のものであって、旧法令は掲載されていない。さらに、単なる列記では1907年7月の第三次日韓協約で韓国政府に日本人官僚が大量に入り込み、それ以前の韓国政府の性格をさらに変えていったという段階が見えない、あるいは見えにくくなる。従って、ここでは敢えて時代変化を意識した。なお、この点、鄭在哲『日帝對韓國植民地教育政策史』一志社、ソウル、1985年。は詳細であるが、1906年、1909年の二度の普通学校令で時期区分しているので、特に第三次日韓協約を前後した特色の違いを記しているわけではない。
- (3) 「学政官辞退」『皇城新聞』第2200号、1906年6月7日、「餞別幣原」『皇城新聞』第2207号、1906年6月16日。また、『皇城新聞』は『大韓毎日申報』・『チェグッシンムン（帝国新聞）』と並んで「自主独立派の新聞」と評されている。（崔竣『増訂版 韓国新聞史』一潮閣、ソウル、1974年、118頁。）発行部数は2000～3300部程度。（同前、110頁。）なお、引用部訳出は井上。以下同じ。
- (4) 「韓国施政改善ニ関スル協議会第六回」（1906年6月25日）における統監伊藤博文の発言。（金正明編『日韓外交資料集成』6（上）、巖南堂書店、1964年11月、221頁。）
- (5) 「教育ノ拡張」『東亜同文会報告』第77回、1906年3月26日号、48頁。
- (6) 引用の後には以下のように続く。「…普通学校ヲ四箇年、高等学校ヲ四箇年トシ日本現行法ト韓国ノ実状等ヲ参酌シ普通学校ニ小学校教育全体ヲ施シ高等教育ハ即チ中学教育ナリ幣原博士ハ此二者ヲ以テ教育ノ全体トナシ専門教育ハ日本ノ学校ニ留学セシムル方針ナリシガ今回ハ学部ハ此点丈ヲ改メ学部ニ於テ大学ヲ農商工部ニ於テ実業教育ヲ新設セシモ尚ホ外ニ日本語学校ヲ大拡張スルニ決ス新計画実施ニ付日本ヨリ多数ノ教員ヲ傭聘スルコト、ナルベシ（時事）」（「教育改革案」『東亜同文会報告』第80回、1906年7月26日号、55頁。）引用中の下線は井上が付した。
- (7) 広島高等師範学校長文学博士幣原坦「国民の発展」『朝鮮教育研究会雑誌』第25号、1917年10月、8頁。また、16～18頁に「普通学校令」の「草稿」が掲載されている。

- (8) 勅令第44号「普通学校令」1906年8月27日；旧韓国『官報』第3546号，1906年8月31日号。なお，修業年限の規定は「第四条」にある。
- (9) 日本人子弟の通う初等教育機関は日本人居留民団により設立され，1905年からは在外指定学校として公立小学校と同様の取扱いを受けていた。（弘谷多喜夫・広川淑子「日本統治下の台湾，朝鮮における植民地教育政策の比較史的研究」『北海道大学教育学部紀要』22，1973年11月，34頁。）
- (10) 「韓国の教育」外国彙報，『教育界』第五卷第拾貳号，1906年10月3日号。
- (11) 「韓国教育改良案」の「改良第一期」「第一 普通学校ノ設立」に「初学年ヨリ必日本語ヲ習ハシム」とあった。（幣原坦「韓国教育改良案」1905年4月；日本外務省記録『韓国ニ於テ学部顧問備聘並ニ学政改革一件』自1905（明治三十八）年1月至1905（明治三十八）年12月。〔『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第63巻，龍溪書舎，1991年7月復刻版〕）
- (12) 大槻芳広「併合以前の日語読本をめぐりて」『外地・大陸・南方 日本語教授実践』国語文化学会，1943年，77頁。
- (13) 高橋浜吉『朝鮮教育史考』1927年，（『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第27巻，龍溪書舎，1989年8月復刻版）。但し，理科書の日本語記述についてはこれ以外では言及されておらず，教科書の実物は未確認である。
- (14) 勅令第41号「師範学校令」第六条。1906年8月27日；前掲『官報』第3546号。なお，1909年4月の改正は，検定を経た教科用図書使用に関する件のみであった。
- (15) 勅令第42号「高等学校令」第六条。1906年8月27日；前掲『官報』第3546号。
- (16) 学部令第21号「高等学校令施行規則」第十八条。1906年8月27日；旧韓国『官報』第3548号，1906年9月3日号。
- (17) 学部令第1号「実業学校令施行規則」第二十二條。1909年7月5日；旧韓国『官報』第4424号付録，1909年7月9日号。
- (18) 1909年7月の「高等女学校令施行規則」では，女子教育がまだ一般的ではなかったためか，普通学校卒業という資格規定は無い。
- (19) 「幣原参与官ノ学政ニ関スル報告書進達ノ件」（附属書）「報告書」（1905年10月21日），在韓国萩原臨時代理公使ヨリ小村外務大臣宛，機密第二一七号，1905年10月24日，（『日本外交文書』1905（明治三十八）年第一冊，868～870頁。）
- (20) 金英宇『韓国近代教員教育史（Ⅰ）——初等学校教員養成教育史』正民社，ソウル，1987年，83頁。
- (21) 「各校日師」『皇城新聞』第2165号，1906年4月27日。
- (22) 「教師雇聘」『皇城新聞』第2232号，1906年7月14日。
- (23) 「日語持貳」『皇城新聞』第2281号，1906年9月11日。
- (24) 「語学太早」『皇城新聞』第2312号，1906年10月19日。
- (25) 金泳漢『韓末支配層研究』韓国文化研究叢書9，韓国文化研究所，ソウル，1972年。14頁。
- (26) 同上，15頁。
- (27) 同上，26頁。なお，「試取」とは「試験を行って人材を選ぶこと」である。
- (28) 議政府令第1号「文官銓考所規則」1906年4月24日；旧韓国『官報』第3123号，1905年4月26日号。
- (29) 日本外務省記録『韓国ニ於テ学部顧問備聘並ニ学政改革一件』；幣原坦「教育改良ニ関スル報告書」1905年8月21日。（前掲『日本植民地教育史料集成（朝鮮篇）』第63巻。）なお，『日本外交文書』1905（明治三十八）年第一冊ではこの報告書のみ漏れている。
- (30) 前掲『韓末支配層研究』，20頁。この任命規則と1905年の文官銓考所規則との関係についてはここでは

立ち入らなかった。

(31) 議政府令第2号「文官銓考所試験規則」1906年10月25日；旧韓国『官報』第3595号，1906年10月27日号。

第二章 第三次日韓協約による日本人官吏大量導入と弾圧教育政策の開始

第一節 官庁における日本人配置の本格化

そもそも弾圧法規が効力を持つようになるためには、それを可能にする体制が必要であった。反日の動きは外交権を日本が掌握した1905年11月の第二次日韓協約（保護条約）以後著しくなるが、日本帝国主義は、皇帝が密使をハーグ万国平和会議に送ったことを機会として更に日本の支配を強める政策を行った。⁽¹⁾

まず、1907年7月の第三次日韓協約「第五条」に「韓国政府ハ統監ノ推薦スル日本人ヲ韓国官吏ニ任命スルコト」という条項を盛り込んだ。⁽²⁾これを根拠に、日本帝国主義は韓国政府へ大量の日本人を送り込んだ。

『皇城新聞』によれば、日本人官吏の叙任については次のような規定があった。

「一 韓国政府は、統監により其の任命させる官職、俸給、手当額を指定し推薦した者を任命する場合に限り、統監の同意を省略できる。但し本人が官吏であれば、韓国政府に応募を許可された旨統監府より通知が有った後に此を任命することができる。

一 韓国政府で日本人に事務又は技術を囑託し、又は官吏として任命せず単に此を聘用しようとする時は、其の従事させようとする職務手当額及び事由を具し履歴書を粘附し当該大臣から統監の承認を受けた後に囑託又は聘用する事。但し本人が官吏として必要が有る時は前項任命の例に依ること。

一 統監が推薦し又は承認した日本人を官吏として任命し又は囑託を聘用した時は、韓国政府は直に官職氏名等級手当任命の年月日を統監に通知する事。陞級転任免官解職解雇の場合も亦同じ」⁽³⁾

文官任用令については統監府設置以後1906年9月に制定されていたが、1908年7月に全面改正され、「第八条」に、それまでなかった日本人官吏の規定が「日本人で帝国官吏に任用する者及び警察官、司法官、司獄官の任用に関する規定は別途此を定める」と明記された。⁽⁴⁾この「別途」の規定はよくわからなかったが、上述したような「日人官吏叙任」に関する通牒はこのうちの一つとして機能したと思われる。

日本人官吏の大量導入は、必然的に韓国政府における日本人の権限拡大に結びついた。大臣こそ朝鮮人が担ったが、次官は日本人が占め、実質的に韓国政府を誘導した。俗に「次官政治」と言われる所以である。

日本人の「配置」については、各部へ、また各道郡へとなされた。

各部（＝官庁）の官制が1907年12月に軒並み改定されたが、例えば「学部新官制」改正によって「学務局に一課を増設」するに伴い、「書記官一員を増設」、「書記郎は十三人ないし十五人を加設し日本人で需用する」という例が挙げられる。⁽⁵⁾

続いて地方官をも改革した。まず、1907年12月「地方官官制」を全面改正した。条文上は読みとれなかったが、「地方行政事務改善ノ一端トシテ韓国地方官庁ニ日本人ヲ任用スルノ途ヲ啓」き、

1908年には「先ツ之ヲ漢城府事務官及主事並各道書記官及主事ニ任用スルニ止メ未タ之ヲ他ノ府郡ニ及ホササリシ」状況であった。⁽⁶⁾また、1908年6月の改正では「地方官の権限を拡張」し、⁽⁷⁾後の道知事である「觀察使」は「道府郡主事（日本人で主事である者は除く）の進退を専行する」ことになった。⁽⁸⁾同日「郡守任用令」を出し、「郡守は文官任用令の規定に拘らず觀察使が其の管轄区域内に居住して地方の情形に通達し品行が端正なる者中で適任と認め推薦した者中から任用する」規定を定めた。⁽⁹⁾

これによって内部次官を委員長とする「地方官審査委員会」を置いて觀察使から上がった推薦をもとに「郡守資格の審査」を全国的に行なったが、⁽¹⁰⁾結局かなりの数の郡守が任命されなかった。⁽¹¹⁾文官資格とは無関係に中央権力が認めたものでなければ郡守に就任できなくなったわけである。また、同年7月の改正で「觀察道に内務、警察兩部を設け」、各地方における治安担当部署の比重を高めた。⁽¹²⁾これは義兵闘争等に対処するための機構整備であったと考えることができる。

このように日本帝国主義は地方官に対しても大幅な更迭を行なわせ、各地方における中央の支配を強める政策をとったのであった。

このような中で、統監は「郡守ヲ輔佐」する郡主事等の官職へも日本人を送り込みはじめた。⁽¹³⁾

「地方行政の刷新を図るため觀察府及び郡に多数日本人官吏を任命する予定で所入経費に因って実行できなかったが、当局者が先ず模範的に日本人若干を官吏として任命し漸次地方官庁の刷新を図る方針である」⁽¹⁴⁾

このように韓国政府への日本人官吏任用が大幅に増加した結果、韓国中央政庁および地方官署に「聘用セラレタル日本人ハ四十一年末迄ニ於テ判任官以下ヲ除キ総計二千ヲ越ヘタリ」という状況となった。⁽¹⁵⁾

日本人官吏が地方官へ派遣されたことについて、1908年12月の「韓国地方政況通報ノ件」⁽¹⁶⁾は次のように述べている。

「行政組織ノ改善ト共ニ官紀ヲ振肅シ頑迷固陋ノ地方官吏ヲ淘汰シ新進ノ人物ヲ登用シ大ニ其面目ヲ革メタリト雖本邦人官吏ノ配置ナキ僻遠ノ地方官吏ニ在リテハ動モスレハ職權ヲ濫用シ収斂誅及ヲ恣ニセントスルモノ少ナカラス渠等ハ漸次非行ヲ敢テスルコト能ハサルニ至レルヲ以テ本邦人官吏ノ任用ニ付テハ不快ノ觀念ヲ抱キ居ル者アリト云フ元來韓国人ハ表裏反覆去就常ナク面従腹背的ノ特性ヲ有スル者ナルカ故常ニ我官憲ニ信賴シ本邦人官吏ノ指導ニ依リ何レモ恭謙従順ニ執務シツ、アルモノト雖モ裏面ニアリテ不平ヲ抱キ怨聲ヲ洩ス者多キハ事実ナルカ如シ殊ニ本邦人官吏ニ対スル韓国政府ノ給与カ彼等ニ対スルモノト著シク差違アルヲ見テ嫉視スル者比々然ラサルハナシト云フ」(856頁)

日本人官吏の地方「配置」は前近代的で横暴な地方官吏の存在を理由に推進されたようである。しかし、現実問題としてはここから「配置」された日本人官吏に対する朝鮮民衆の抵抗或は不満の状況を読み取るべきであろう。少なくとも、日本人官吏の目には朝鮮民衆が敵対者として見えていた。とりわけ「頑迷固陋ナル儒生退官者及長老ノ輩」が「容易ニ排日思想ヲ脱却」せず、日本人官吏の任命に対する不満を持っており、「青年輩ノ日語ニ通スル者又ハ本邦官民ト親交スル

者」に対して「疎」にしていると報告されたのは、日本人官吏が朝鮮民衆について「裏面ニアリテ不平ヲ抱キ」と感じていた感覚と同一のところからでたものである。⁽¹⁷⁾

日本人官吏の道・郡主事への大幅な介入は1909年頃から始まり、「韓国併合」を推進する第三代統監寺内正毅の就任の頃より更に本格化した。

まず、「内部」でこの年度より「日本人主事を配置する」ため「重要な郡を調査」し、50郡に日本人主事を「一名ずつ任用する」計画を立てた。⁽¹⁸⁾このため各郡主事はそれまで「韓人一名」であったが、日本人主事新任に際し「韓人も一名ずつ増置」し三名主事体制をとるようになった。⁽¹⁹⁾この新たな朝鮮人主事は「日本語に精通する主事」だという。⁽²⁰⁾

さらに「内部」では「明年度」、「更に各郡に一名ずつ日本人郡主事を増置する」計画をしている。⁽²¹⁾これについて、「内部次官岡喜七郎氏は東京で我国各道郡に配置する主事百二十名を選択中」と報道されたが、⁽²²⁾「配置」される日本人主事は「日本」で選ばれたのであった。つまり、朝鮮語の能力についてはほとんど期待されていなかった。実際、「各道郡に配置する郡主事は既設五十名を合わせて百名に達したが此は皆挙げて韓語に通じない」という報道もあり、「内部で更に通訳する韓人主事一名ずつを附属させることに計画」した。⁽²³⁾このように状況として、日本人官吏増と合わせて日本語を解する朝鮮人の配置も進むことになった。日本人郡主事配置区域については、1910年5月時点で京畿道10郡、忠清北道7郡、忠清南道8郡、全羅北道11郡、全羅南道9郡、慶尚北道12郡、慶尚南道8郡、黄海道6郡、江原道5郡、平安南道9郡、平安北道8郡、咸鏡南道4郡、咸鏡北道4郡、計101郡であった。⁽²⁴⁾この着任の5月は第三代統監寺内正毅が就任した月でもあった。

その他にも「宮内府電務課」に「日人主事五名を加選」、⁽²⁵⁾「学部で日人主事一課を増置」、⁽²⁶⁾等報道されており、各道への日本人主事配置についても「当初三名ヲ配置セシモ輓近土木、勸業、教育等二関スル事務ノ増加ニ伴ヒ本年更ニ各三名ノ増員ヲ行ヒ各道ノ日本人主事配置数ヲ六名ト為セリ」⁽²⁷⁾というように確実に増員配置されていた。

朝鮮人の文官の任用については、当時まだ十分でない国内の官公立教育機関に代わって、日本で高等教育を受けてきた者を採用するための道をつくった。

まず、1908年7月に「文官任用令」を全面改正し、「奏任文官」任用に①「外国官立法科大学の卒業証書を有する者」(第二条第三号)、②「内外国の政法専門学校の卒業証書を有し満二年以上判任文官の職に在り現に五級俸以上の俸給を受けている者」(第二条第四号)の二項目を加えた。⁽²⁸⁾そして、わずか約二か月後の変更であったが、10月に「文官任用令中改正」を行ない、「第二条第三号」を「外国大学で法律又は政治経済の学科を修了し其の卒業証書を有し銓衡委員の銓衡を経た者」と改正した。⁽²⁹⁾すなわち「官立」に限らず、広く「外国大学」出身者を任官することができる規程となった。また「法科大学」卒業ではなく専攻科目で設定し「法律又は政治経済の学科」と規程し直した。それでもこれらの改正では「奏任文官」に関してのみであったが、1909年11月の「文官任用令中改正」では、ちょうどこの1908年10月に加えた項目を「判任文官」にも適用した。⁽³⁰⁾当時、留学先として日本が大部分を占めていたことから、これらにより「外国特ニ日本ニ於テ新教育ヲ受ケタルモノヲ官途ニ任用スルノ途ヲ開キタリ」⁽³¹⁾という評価は妥当である。すなわち、これら一連の文官任用令改正で、日本語に精通した朝鮮人を韓国政府官僚および吏員として採用する方針を確定したのであった。

韓国政府内への日本人官吏の導入状況を朝鮮人官吏との対比で(第3表)に掲げよう。

第3表 第三次日韓協約以降の韓国政府における日本人官吏数

\年 官庁	①	②	③	④	⑤	⑥	①+④	②+⑤	③+⑥	a) + b)	t)
	1908末 高等官(日)	1909末 高等官(日)	1909末 高等官(韓)	1908末 判任官(日)	1909末 判任官(日)	1909末 判任官(韓)	1908末 (日)合計	1909末 (日)合計	1909末 (韓)合計	1909末 総計	a)/t) %
宮内府	12	18	165	15	31	226	27	49	391	440	11.1
内閣	5	6	42	8	8	38	13	14	80	94	14.9
内部	95	107	350	278	470	844	373	577	1,194	1,771	32.6
度支部	102	142	76	860	1,180	860	962	1,322	936	2,258	58.5
軍部	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-
法部	187	-	-	206	-	-	393	-	-	-	-
学部	20	28	27	86	137	386	106	165	413	578	28.5
農商工部	45	58	14	161	214	109	206	272	123	395	68.9
合計 α	466	359	674	1,614	2,040	2,463	2,080	2,399	3,137	5,536	43.3
1908年末 β		(466)	(801)		(1,614)	(2,229)		(2,080)	(3,030)	(5,110)	40.7
α - β		-107	-127		426	234		319	107	426	

出典：*韓国政府僱傭人員所属別表（1908年12月）。〔①, ④, ①+④〕

（備考）各項人員中ニハ旧顧問部ヨリ転傭セラレタルモノヲモ含ム

各項人員ハ当該所属官署在職ノモノモ含ム（18～19頁）

（『第二次韓国施政年報』明治四十一年，統監府，1910年4月）

*韓国政府職員人員（1909年12月末日）。〔②, ③, ⑤, ⑥, ②+⑤, ③+⑥, β〕

（『第三次施政年報』明治四十二年，朝鮮総督府，1911年3月）

『旧韓末日帝侵略史料叢書Ⅲ』政治篇3 韓国施政年報 二・三次（1908～1909年）

この表によれば、1908年末から1909年末の一年間で法部が廃止になったにもかかわらず、日本人官僚は319人〔a)－⑥〕増加しており、この一年間の朝鮮人官吏増の約三倍となっている。増加の多い官庁から列举すると、度支部（財政関係官庁）で360人増、内部で204人増でこの二つが群を抜き、農商工部66人増、学部59人増等となっている。日本人官吏の割合は、1908年末の約四割から2.6ポイント比率を高めている。とりわけ、日本人官吏が優勢な官庁（1909年末）は、農商工部の七割弱を筆頭にして、度支部の六割弱という数字が異常に高い。この後の数値は見つけられなかったが、1910年に展開された日本人郡主事の任用を考えると日本人官吏の割合は強まりこそすれ弱まることはなかったであろう。併せて、日本人官吏が地方においても権限を強めていったことは容易に想像できる。⁽³²⁾

この日本人官吏の急増により、行政事務上使用言語の「不通」現象が起り、「韓日語講習」が行われるようになったが、これについては第四章で論じよう。

以上のように、日本人官吏及び日本語能力のある朝鮮人官吏が次第に全国に広がっていく状況を明らかにした。これは本格的な「韓国併合」体制に移る計画の中で重要な拠点になっていったものと想像される。

一方、この時期、教育関係では普通学校で日本人教員を「教監」と呼び、各学校一名を配置し、朝鮮人学校長の陰で実質の校務運営を握っていた。

日本人教員の配置について、既にその数の推移は第一章（第2表）で示したが、例えば「学部で日本人で各普通学校教師を聘用する為日本師範学校卒業生中で志願する者百余名を招聘した」⁽³³⁾というように前述した官吏同様、日本から採用するのが通例であったから、特に日本人教

員の語学力不足が官庁同様問題となり、普通学校の教監会議席上でも、日本人教員（教監）に対する朝鮮語学習の必要性は唱えられていた。

第二節 私立学校統制の開始

韓国統監府時代は、1905年11月の第二次日韓協約で日本が外交権を獲得した後の時期であり、朝鮮では国権回復を目指した反日義兵闘争と愛国啓蒙運動が行われ、教育関係では「朝鮮人民の抗日愛国的熱情の噴出である救国教育運動」⁽³⁴⁾によって多くの私立学校が設立された時期でもある。

先行研究では、小沢有作のようにまず私立学校を「文明的宗教学校と非文明的政治学校に分類」し、⁽³⁵⁾「文明的教育を朝鮮に扶植するという名目のもとで、政治と教育を切りはなすことに主眼をおき、民族独立のための教育を『政治と教育の混同』という理由で抑圧する」弾圧政策をとったとする。⁽³⁶⁾さらに、制度的には朝鮮に対する日本の支配が韓国統監府からそのまま朝鮮総督府に引き継がれることもあって、「韓国併合」後に行われる私立学校における宗教教育の禁止とあわせて、小沢のように「政治学校弾圧ののちに、教育と宗教の分離の方向で弾圧する」という見方がされてきた。⁽³⁷⁾確かに侵略の“流れ”からいうとこのような見方は可能ではある。一般に、この統監府時代は、従来は日本の植民地支配がどのように行われたかの前段階として比較的簡潔に記されてきた。すなわち、多くの研究がこの時期を植民地化の（またそれに対する抵抗の）進行する時期と考えているために統監府時代教育政策の記述が植民地化のための弾圧という一色で記されてきた。確かに弾圧ではあったのだが、同時にその時代において必ずしも直裁な侵略政策をとれなかった時代状況や、しかしそれでも政策をわがものとしようと術策を重ねてきた経過が不明となってきた。特に、日本の植民地教育政策が大枠は統監府時代のもを引き継いできたといわれているが、そうであるならばなおさらこの時期においてどのような状況のもとで諸政策を進めていったかが明らかにされるべきである。

1908年8月下旬には私立学校令をはじめとして統制、弾圧が意図された一連の諸法令が發布された。以下のとおりである。

私立学校令	1908年8月26日	勅令第62号
学会令	1908年8月26日	勅令第63号
（私立学校令に関する訓令）	1908年8月28日	学部訓令第2号
（書堂に管理に関する訓令）	1908年8月28日	学部訓令第3号
私立学校補助規程	1908年8月28日	学部令第14号
公立私立学校認定に関する規程	1908年8月28日	学部令第15号
教科用図書検定規程	1908年8月28日	学部令第16号
私立学校学則記載例	1908年8月28日	学部告示第6号
学部編纂教科用図書発売規程	1908年9月15日	学部令第18号

本節ではとりわけ問題となった私立学校令を中心に論じる。また、これに関し学部がその趣旨を学部訓令第2号として「道府郡宛」に出したので、まずこれを取り上げよう。以下、引用中の括弧内は筆者註である。

「光武十年学政刷新時に…私立学校に関して法令を制定しなかった所以は…其の当時の教育上の状態を鑑み姑（とりあえず）其自然の発達に委ねることが可であると認め」たからであった。しかし、最近状況が変わって「到る処学校の新設を競」うようになり、「其の内容が不備で其の組織が不完全で毫も教育機関たるだけの実質を具備できない者」が「尠（すく）なく、これを「自然の推移に一任するならば流弊（世間に広がっている悪いならわし）の及ぶ所測り難きに至る」と判断し私立学校令を頒布したという。建前上、目的は「検束」ではなく「私立学校として完全な者は此を益々奨励し、弊の有る者は此を矯正して提擲（ひっぱって教え導く、いましめる）誘掖（導き助ける）」することをうたっていた。「別に頒布した学部令第十四号私立学校補助規程及び学部令第十五号公立私立学校認定規程等も実に此の趣旨を表現した者に外ならない」という。

さらに「私立学校令頒布に際し施行上注意する事項」9箇条を示した。

- 一 「私立学校令は私立学校に対する一般法」であるから「其の法令に規定が無い事項に関しては総て私立学校令の句管（＝受けもち治めること）を受ける」こと、逆をいえば規定があるものについては「私立普通学校又は私立高等学校に在っては為先（＝まず）普通学校令又は高等学校令に依ることができる」。すなわち、学部の官公立学校の法体系を強引にあてはめようとすれば可能な状況をつくった。
- 二 「私立学校設立の要項」中、「最重要なる事項」は「学校の目的、学則及維持方法」であること。後に見るように「財源」は認可の高い障壁となったようである。「学則に就いては別に記載例を定めて公示」している。
- 三 「私立学校の閉鎖処分」を定めた。
- 四 「総て本令に依って設立認可を受けること」。「既に設した学校に対しても曾て認可を受けた与否を問わず本令に依って必ず認可を更に請うべき」こと。「閉鎖処分」権を盾にすべての私立学校を学部の管轄下に置こうとしたのであった。
- 五 「私立学校から提出する文書は…今後は総て地方官を経由することに定めた」こと。既に見たように地方官の大改革の中で「地方官の責任を重くして又其の監督を有効にしようという趣旨」であった。
- 六 「地方官が經由文書を受理した時は其の分明（明白）に法令に適合しない文書に就いては訂正又は改作を命ずることは固より是妨げ無い」ことを認めた上で、「地方官」の「旧習」としてあった横暴な行為には「将来断然に此を廃止すべき」としている。
- 七 「地方官」の「私立学校監督に就いて…特に明文をもって此を定めた」。これにより「地方官」は「道府郡の費用で設立した公立学校」の「管理者」であること、「私立学校」に対しては「監督者」であることを明確にした。つまり「従来の如き地方官として私立学校の設立者又は学校長になること」を禁じた。
- 八 「設立者が外国人」でも「此種の学校は必ず私立学校令に依って認可を請うことができ、本大臣も此を歓迎する」こと。当時まだ治外法権の関係で外国人に対する法的規制が十分でないという事情があったためである。
- 九 「現今私立学校に対して…其の改善を最も急いである者」以下5項目。
 - 一 「外観の粉飾を去りて内容充実に致力し着実有用なる人物を養成すること」
 - 一 「実業思想を普及させ実業上の知識技能を養成すること」
 - 一 「従来維持の基礎たるだけの財源を究めず…或は寄付金を強請し或は財源の所属を争う

者が其の数枚挙に違がない」, この「弊風を防止」するように。

- 一 「教育をして政治以外に特立させること」
- 一 「学生に断髪を必要を勧諭することは不可なることではないが、此を強制して就学上の疑惧を買い又…服装を一定にして冗費を増」すこと、また「喇叭を吹いて鉦鼓（どらと太鼓）を鳴らし徒に世人の耳目を惹し又兵式訓練或は戸外運動に熱中して所定課業を放擲し甚しい者は妄りに大規模の運動会を開いて数日或は十数日の課業を廃止する等の事」に対しては「此を学校に悉く警告して其の弊風を除去すること」。⁽³⁸⁾

「四」でわかるように、私立学校令以前にも、それぞれの程度の学校令（例えば、初等学校ならば「普通学校令」）中に私立学校の設置認可に関する規定があった。故に学部は全く私立学校を把握していなかったわけではなかったが、例えば『皇城新聞』（1906年12月）の報道でも「学部で今年度内に私立学校を認許させた数が六十三處」といった程度で、⁽³⁹⁾本格的な教育救国運動が展開される前であったことを割り引いても、とても網羅的な私立学校の把握をしていたとはいえなかった。つまり、この時点で私立学校という範疇で統括して対応することになった。

若干前後するが、1908年5月に行われた「第二回官公立普通学校教監会議」では、俵孫一学部次官が発布予定の私立学校令について次のような訓示をしていた。

「此私立学校令ノ運用ニ就イテハ實際非常ノ手加減ヲ要スルコトデアラウ、若シ事情ニ拘ラズ単ニ嚴格ナル意味デ韓国ノ利益カラ論ズレバ此際嚴密ナル私立学校令ヲ出シテ不十分ナル学校ヲ廃滅セシメル方ガ利益ナノdealガ、夫レハ…誤解ヲ来タス訳デ、而シテ此誤解ガ積カレナイ以上ハ円満ニ事ガ行ハレナイノデ畢竟世ヲ騒ガスコトニナル虞ガアルカラ此国ノ不利益デアラウトモ、政略上今日ノ場合ハ漸進主義ヲ採ラナケレバナラナイノdeal」⁽⁴⁰⁾

実際、学部は「不十分ナル学校ヲ廃滅」させる意図を持っていたが、「政略上」「漸進主義」を採ったのにすぎなかった。

しかし、学部のこのような“配慮”にもかかわらず、発布後もこの私立学校令に関する許可手続きについてはなかなか進展しなかった。報道によれば、1908年10月1日まででわずか326校にすぎなかった。⁽⁴¹⁾キリスト教私学は外国人設立のものが多く、「八」に関連して「基督教信者が設立した私立学校は今番学部で頒布した私立学校令の規定を遵守する必要がないと誤解する者が有る」という状況が起こった。⁽⁴²⁾学部当局者は「誤解」を解く対応を行っている。まず、漢城府の例では「私立学校令及び学会令について其の公布の趣旨を未だ解さず疑惑する者が頗る多い」ので説明会を開催し、師範学校に呼び寄せた「京城私立学校各学会我国各新聞社代表者」に対し学部次官俵孫一が「諸法令頒布の趣旨を演説」し質問を受けた。⁽⁴³⁾また、咸興郡の場合も「人民は此を誤解する故に実施の道が杳無（くらく、なく）監督及び教育奨励上に困難が甚だしい」ため、「該令を印刷して各人民に頒給曉諭」した。⁽⁴⁴⁾

これらの「誤解」は一方で朝鮮人民の学部、ひいては日本帝国主義の私立学校政策に対する抵抗を意味したといえるが、もう一つの原因を学部では地方官にあるとして1909年3月私立学校請願受理に関する訓令をだした。以下に、新聞報道からその要旨を紹介しよう。

「私立学校令」実行後の実状は「事実は予期に反し地方官庁で反って法令を誤解し請願者に法

外な指示を与え或は請願書の受理を拒絶した」という報告が学部に戻ってきているという状況であった。そのため、学部は以下のような趣旨の四条件（概要のみ示す…井上）を明示した。

- 一、維持のための基本金幾千円以上を強要することはない。
- 二、郡内に既設の学校が多く此の外に学校の新設を不要として請願を受理しないということはない。弊害があると認めた時は、本部に意見を提する。
- 三、学校の内容が不完全で更に改善し完全になった後に設立認可を請えとして請願書を受理しないということもない。
- 四、請願紙は官製印刷紙を用い、此に適合しない請願書を受理しないということもない。⁽⁴⁵⁾

この後の私立学校の許可申請数は新聞報道によれば上述した326に比べれば相当伸びたものの、全国で三千を下らないといわれていた私立学校の中で次のような経過をたどった。なお、これはあくまでも「請願数」であり、「認許」数は非常に少ない。

1909年5月1日までの「請願数1708校」に対し「認許を得た数242校」。⁽⁴⁶⁾

この5月下旬の段階で「請願 1909校」に対し「認可を得た数459校」。⁽⁴⁷⁾

この期間中、請願201校増に対して217校分の認可増であった。認可された学校数から考えると、少なくとも一定の審査を経なければ認可されていないということがいえ、実質上かなりの設立条件の変更、弾圧につながっていたと考えられる。

約一か月後の1909年6月7日学部調査でも請願数1976校、認可数774校であった。⁽⁴⁸⁾

私立学校に対しては、私立学校令による規制・弾圧のほか、学部にとって有益と認められる学校については学部が「五十個所を選択」し「指定して補助する」ことにした。この理由については、「公立普通学校を増設することは経費が夥多で韓国現今財政には困難である」ためであった。⁽⁴⁹⁾いわゆる「補助指定」学校がこれであり、公立普通学校に準じた扱いを受け、日本人教員一名の派遣とその俸給の補助を受けた。体制としては、実質的に公立に組み込まれた。限られた予算内で、最大限の指導性の発揮を考えたこの方法は、朝鮮総督府時代に公立普通学校を中心とし周辺の私立普通学校や私立各種学校・書堂を利用し取り込んでいった「公立普通学校体制」⁽⁵⁰⁾に非常に類似したケースということができよう。

書堂については、「書堂管理ニ関スル件」とも称される学部訓令で、概要以下のように示された。

- 一、「書堂所在地ニ普通学校ノ設置アル場合」,「入学ノ年齢ニ達シタル者ハ先ツ普通学校ニ入学セシムルヲ常例」とすること。
- 二、「書堂中其事情ノ拘碍無キモノニ対シテハ国語（朝鮮語…井上）ヲ加設スルコトヲ勸奨」すること。
- 三、「漢文教授」は「音読」のみでなく,「智徳開進上ニ留意シ教授方法ヲ改良セシムルコト」。
- 四、「黎明ヨリ日暮ニ至ル迄テ端座シ学習」するような「長時間ノ学習」は「適当ニ減縮セシムルコト」。
- 五、「学童ノ規律及風儀ニ対シテ」「年少時代ニ善良ノ習慣ヲ養フニカヲ用ヒシム可」きこと。
- 六、「教室及其他ノ設備」上,「採光換気及衛生上ノ注意ヲ欠ク」ものが多いので,「採光通風」

「清潔整頓」を「期セシムルコト」。⁽⁵¹⁾

訓令では、学部としては強硬な態度をとらないはずであった書堂に対して豊徳郡（京畿道，乙種公立）では同郡の公立普通学校長が「各面私塾十七處を廃止して生徒は本校へ応募し…」と学部へ報告していた事実がある。⁽⁵²⁾また、

「平壤觀察使朴重陽氏は新たに第二普通学校を設立する機会に大同館を一新修理したが、既に広く且つ大きくし十分に四百名学生を容れられるようになり城内の各私塾を一併廃止し十歳以上学生は普通学校で募集教授するようにし……（後略）」⁽⁵³⁾

というように、「私塾」（書堂）を廃止する地域まで現われた。

比較的訓令通り書堂に対応した例はつぎのとおり。

「安岳（黄海道…井上）郡守署理郡主事李容夏氏は書堂に関する学部訓令を実施して教育を発展させる為郡内私塾に躬行勤諭しつつ又は各面に告示し学年に達した書堂学童は付近学校に転学する（させる）ことで該氏の教育上熱誠を人多稱頌した」⁽⁵⁴⁾

「付近学校」に私立学校も含むかどうかは疑問だが、安岳郡の公立普通学校は一校のみであったから、各面から何名かず「転学」すれば定員は満たされたものと推測される。

これら、私立学校の設立請願や書堂（私塾）に対する個別対応の多くの部分が道や府郡の地方官に任されていたことから、必ずしも学部の計画し命じたとおりの行政執行が為された訳ではなかった。しかし、むしろ学部では表面上出せない意図を地方官が汲み取った形で展開したようにも見える。それは、1907年以降の地方官官制改正を含む官僚機構の改編の結果、必然的に起こったものだったといえよう。その意味で学部の諸政策はかなりの拘束力をもって実施が試みられたが、教育救国運動や義兵闘争でなかなか意図の通りにならないがために本来の意図通りの強硬な弾圧政策が地域的に実施されたのであろう。

（註）

- (1) 劉孝鐘「ハグ密使事件と韓国軍の解散」『朝鮮の近代史と日本』大和書房、1987年。等を参照。
- (2) 1907年7月24日（第三次）日韓協約 第五条。（外務省条約局法規課『制令（「外地法制史」第四部の一）前編』1960年10月、14頁。）
- (3) 「日人官吏叙任改正件」『皇城新聞』第2805号、1908年6月17日。この記事によれば、これは内閣通牒として出された。
- (4) 勅令第51号「文官任用令」1908年7月23日；旧韓国『官報』第4136号、1908年7月27日。
- (5) 「学部新官制」『皇城新聞』第2643号、1907年11月28日。
- (6) 『第三次施政年報』1909（明治四十二年）年、朝鮮総督府、1911年3月、40頁。（旧韓末日帝侵略史料叢書Ⅲ，政治篇3『韓国施政年報 二・三次（1908～1909年）』韓国学文献研究所編、1984年）
- (7) 「地方官権限拡張」『皇城新聞』第2807号、1908年6月19日。
- (8) 勅令第37号「地方官官制中改正」1908年6月18日；旧韓国『官報』第4106号、1908年6月22日。
- (9) 勅令第35号「郡守任用令」1908年6月18日；同上。引用中の下線は井上が付した。

- (10) 「郡守資格の審査」『皇城新聞』第2951号, 1908年12月13日。
- (11) 「地方郡守薦任表」『皇城新聞』第2982号, 1909年1月28日。これによれば, 掲げられた7道57名の内37名のみが任命されたことになっており, 被推薦者における被任命者の百分率は64.9%でしかなかった。
- (12) 「地方官制改定内容」『皇城新聞』第2819号, 1908年7月3日。
- (13) 前掲(6)に同じ。
- (14) 「地方官庁の日人任命」『皇城新聞』第2858号, 1908年8月19日。
- (15) 『第二次韓国施政年報』1908(明治四十一年)年, 統監府, 1910年4月, 18頁。(前掲旧韓末日帝侵略史料叢書Ⅲ, 政治篇3『韓国施政年報 二・三次(1908~1909年)』)
- (16) 『日本外交文書』第四十一巻第一冊, 自1908(明治四十一年)年1月至1908(明治四十一年)年12月, 外務省, 1960年11月, 850~858頁。
- (17) 同上, 857~858頁。
- (18) 「日人主事任用」『皇城新聞』第2998号, 1909年2月16日。
- (19) 「郡置三主」『皇城新聞』第3027号, 1909年3月21日。
- (20) 「日語主事配置」『皇城新聞』第3096号, 1909年6月11日。
- (21) 「日主事増置」『皇城新聞』第3199号, 1909年10月15日。
- (22) 「日主事選沢数」『皇城新聞』第3290号, 1910年2月6日。
- (23) 「通訳逢時」『皇城新聞』第3364号, 1910年5月8日。
- (24) 「日郡主配置区域」『皇城新聞』第3370号, 1910年5月15日。
- (25) 「日人主事加選」『皇城新聞』第3270号, 1910年1月14日。但し「協議中」。
- (26) 「学部の日主増置」『皇城新聞』第3275号, 1910年1月20日。但し, 内閣へ提案中。
- (27) 前掲(6)に同じ。
- (28) 勅令第51号「文官任用令」1908年7月23日; 旧韓国『官報』第4136号, 1908年7月27日。
- (29) 勅令第71号「文官任用令中改正」1908年10月5日; 旧韓国『官報』第4197号, 1908年10月8日。
- (30) 勅令第99号「文官任用令中改正」1909年11月12日; 旧韓国『官報』第4529号, 1909年11月13日。なお, この「判任文官」での規程が「奏任文官」に比し遅く導入された理由は不明である。
- (31) 前掲『第二次韓国施政年報』1908(明治四十一年)年, 統監府, 1910年4月, 17頁。
- (32) ちなみに, 1905年11月保護条約締結時における韓国政府内の日本人官吏数について, 日本人総数207名中, 学部には幣原坦をはじめ4名に過ぎなかったことを記している。(稲葉継雄「旧韓国の教育近代化と日本人の役割」『昭和56年度筑波大学学内プロジェクト研究報告書』1982年3月, 21頁。)
- (33) 「日師多聘」『皇城新聞』第2694号, 1908年2月7日。
- (34) 尹健次『朝鮮近代教育の思想と運動』東京大学出版会, 1982年, iv頁。
- (35) 小沢有作『民族教育論』明治図書, 1967年, 67頁。
- (36) 同上, 65~66頁。
- (37) 同上, 67頁。
- (38) 学部訓令第2号, 1908年8月28日; 旧韓国『官報』第4165号, 1908年9月1日。
- (39) 「私校蔚興」『皇城新聞』第2363号, 1906年12月19日。
- (40) 『第二回官公立普通学校教監會議要録』1908年7月, 31頁。(『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第65巻, 龍溪書舎, 1991年7月復刻版)引用中の下線は井上。
- (41) 「私校調査」『皇城新聞』第2920号, 1908年11月6日。
- (42) 「学部当局者談話」『皇城新聞』第2900号, 1908年10月11日。

- (43) 「学次説明」『皇城新聞』第2906号, 1908年10月20日。
- (44) 「学令印送」『皇城新聞』第2911号, 1908年10月27日。
- (45) 「学部訓飭」^{チヨク}『皇城新聞』第3011号, 1909年3月3日。
- (46) 「私立学校認許数」『皇城新聞』第3067号, 1909年5月8日。
- (47) 「私立認可数」『皇城新聞』第3082号, 1909年5月26日。
- (48) 「私立認可数」『皇城新聞』第3094号, 1909年6月9日。
- (49) 「私立五十校の設立指定」『皇城新聞』第2894号, 1908年10月4日。
- (50) 渡部学「朝鮮における『副次』的初等教育施設(下)——朝鮮近代教育理解のための領域づけへの提言」『武蔵大学紀要』第2巻, 1964年12月。
- (51) 学部訓令第3号「書堂管理ニ関スル件」1908年8月28日。(高橋浜吉『朝鮮教育史考』224～225頁。前掲『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第27巻)
- (52) 「豊校報告」『皇城新聞』第2923号, 1908年11月10日。
- (53) 「廃私立公」『皇城新聞』第2726号, 1908年3月17日。
- (54) 「郡署勸学」『皇城新聞』第3268号, 1910年1月12日。

第三章 官立外国語学校を中心とした学生への日本語教育と就業状況

朝鮮の開港から大韓帝国時代を経て「韓国併合」に至るまで、近代教育制度に則った教育機関は数少なかった。統監府が初等教育機関を中心に若干の普及を試みたが、主要な郡に一校を置く拠点主義をとっただけで、高等教育機関はそもそも将来の課題としていた。つまり、その普及には力を注がなかった。そのような中で、この時期に実質的に官吏供給機関の役割を果たしたのが以下に述べるわずかの外国語学校であった。この外国語学校について、李萬珪は「官吏への近道である、すなわち外国勢力を背景として官吏になりやすい外国語学校が最も盛んであった」と記している。⁽¹⁾

本章では、日本語教育を受けた人々がどれだけ支配機構に定着したかを論じるにあたって必要な外国語学校の動向に着目する。

官立外国語学校、特に日語学校については李光麟,⁽²⁾ 趙文濟,⁽³⁾ 稲葉継雄⁽⁴⁾らの先行研究がある。外国語学校に関する研究は、李光麟論文を基盤として、稲葉継雄論文が関係諸法規の意味付けを行った。例えば、日本とのかかわりでいえば統監府設置以前では「日本主導の下に外国語学校を統一しようとする動き」が幣原坦の「韓国教育改良案」等に見られること。⁽⁵⁾これは結果的に、1908年1月から官立漢城外国語学校として統一され、学部の日本人が校長を兼務するようになって実現した。⁽⁶⁾入学資格について、1908年10月16日の学部告示第八号で「文官任用令」第三条第三号(官立高等学校または学部大臣がこれと同等以上と認定する内外国官公私立学校の卒業証書を有する者)の漢城外国語学校本科への適用がなされ「本科」が「官吏(判任文官)養成機関として明確に位置づけられた」ことを指摘している。⁽⁷⁾また、第一章で既に述べたとおり、「普通学校卒業生」の入学を優先するという規定の明記は1909年7月のことであった。⁽⁸⁾

外国語学校が「列強勢力のバロメーター」であったことは、ほとんどの先行研究が記しているが、これは当時の統監府関係者が表現したことであった。⁽⁹⁾まず(第4表)で外国語学校への入学志願者、また入学者の推移を見てみよう。

第4表 外国語学校入学志願者及び入学者状況

年\部	日語部		英語部		漢語部		法語部		德語部		計	
	入 学 志願者	入学者	入 学 志願者	入学者	入 学 志願者	入学者	入 学 志願者	入学者	入 学 志願者	入学者	入 学 志願者	入学者
光武元(1897)年	-	-	-	50	-	120	-	42	-	-	-	212
同 二(1898)年	-	-	-	30	-	150	-	62	-	50	-	292
同 三(1899)年	-	10	-	20	-	141	-	73	-	-	-	244
同 四(1900)年	-	8	-	47	-	82	-	81	-	-	-	218
同 五(1901)年	-	20	-	58	-	70	-	98	-	40	-	286
同 六(1902)年	-	16	-	53	-	52	-	100	-	20	-	241
同 七(1903)年	-	14	-	62	-	34	-	90	-	20	-	220
同 八(1904)年	-	72	-	69	-	56	-	52	-	20	-	269
同 九(1905)年	-	49	-	62	-	63	-	45	-	20	-	239
同 十(1906)年	-	46	-	67	-	47	-	30	-	20	-	210
同十一(1907)年	350	201	100	97	-	27	25	25	30	30	505	380
隆熙二(1908)年	700	250	100	94	12	12	3	3	18	18	833	377
同 三(1909)年	950	174	145	96	17	17	9	9	16	10	1,137	306
同 四(1910)年	1,290	136	208	106	45	36	38	21	27	17	1,608	316

備考 なお、「俄語(ロシア語)学校」もあったが、日露戦争後廃校になった。

出典：学部『韓国教育ノ現状』1910年7月、40頁(『韓』第7巻第9・10合併号、1978年10月による復刻版、110頁)

一見ただけで、1907年以降の官立日語学校(日語部)の入学者が急激に増加したことがわかる。官立の日語学校は、漢城(今のソウル)と仁川(支校)にあり、1906年9月から学部直轄となつて官立漢城日語学校と改称し、1908年から他外国語学校と統合され、漢城外国語学校日語部となった。(第4表)における1907年以後の急増は、1899年に東亜同文会が設立した平壤日語学校を1907年3月に官立に移管して開校したこと、および速成科(日語科のみ)の開設によるものである。

旧韓国『官報』に掲載されている「広告」に注意していくと、例えば、統監府設置頃の「各外国語学校学員募集広告」では、日本語科、英語科、フランス語科(法)、中国語科(漢)、ドイツ語科(德)ともに試験科目には「漢文読書作文」と「国文読書作文」しかなかった。⁽¹⁰⁾ところが、1910年度「学員募集広告」では「日語部志願者に対しては特に日語を加えること」が付記されている。⁽¹¹⁾また、例外として1905年8月「日語学校学員補欠広告」の試験科目には「日語読本」が、⁽¹²⁾1909年4月には「日語初歩」が存在した。⁽¹³⁾これは、先にあげた(第4表)で見た競争率の高い日語部に日本語という条件を課すことで、日本語学習の高まりがさらに期待できたこと、そしてなによりも統監府をはじめとする日本人が日本語を試験科目として課し得るほどに日本語の必要度を定着させつつあったからと考えられる。

また、外国語学校ではないが「漢城師範学校学員募集広告」を見ると、1906年度時点で試験科目が「漢文 読書作文」「国文 読書作文」「本国 歴史」「本国 地誌」となっていたが、⁽¹⁴⁾1908年度からは「漢文 四書」「作文 国漢文交作」「算術 本科は四則まで、速成科は比例まで」「日語 本科は簡易なる日語の読法会話に止め、速成科は凡読法会話翻訳等に熟達することを要す」となっており、⁽¹⁵⁾ここでも日本語の能力を一つの条件とするようになった。その他、1906年段階で既に、漢城師範学校教員臨時養成科には「日語」が課せられており、⁽¹⁶⁾官立漢城高等学校でも「日本語(初歩)」(1907年)、⁽¹⁷⁾学部外の工業伝習所(1907年)、法官養成所(1908年)(1909

年11月から学部管轄になる), 農林学校(1908年)等でも日本語が入学試験科目に入っていた。⁽¹⁸⁾

外国語学校での教科目は、日語部では当然のこと、官立漢城外国語学校の他言語部でも1909年10月20日の「官立漢城外国語学校学則」で日本語が随意科目に加わった。⁽¹⁹⁾

『皇城新聞』によれば、日本語が随意科目になる以前の1908年4月、ドイツ語科では、学生によって日本語教科教授の要請がおき、実際日本語を加設したことが報じられている。

「徳語学校総教師佛耶安氏は一般学徒が日語講習することを賛成する故に該校内に日語科を設置し一週間に数時間ずつ教授した」⁽²⁰⁾

ドイツ語科の日本語教授要請直後の4月16日、学部で外国語学校に日語科を「添入」することが決まったという報道があるが、⁽²¹⁾『官報』で外国語学校関係法令が掲載されたのは5月9日の「外国語学校令中改正件」と、5月13日の「官立漢城外国語学校速成科規則」だけである。前者は「速成科」を新たに加える規定で、後者では「速成科の学科目」を「日語」に限る規定であった。⁽²²⁾つまり、『皇城新聞』の報道は日本語の速成課程を決定したというもので、「徳語部」における日本語教授は、翌年の日本語随意科目化の先取りをしていたことになる。

ところが、朱秀雄論文では「官立漢城外国語学校の日語部以外の英語部、法語部、徳語部、漢語部では、すべて随意科目(選択科目)として日本語を設講していた。又実際に学生達も日本語教育を希望し、日語が教授された。」と紹介しているが、⁽²³⁾上述のように「随意科目」化と「徳語部」の日本語教授は時間的に前後し、もう一つ「学生達」の「希望」という記述と、先に何某かの提案があることを前提とする「一般学徒」の「賛成」という記述は、この日本語教授が誰からもたらされたものであるかを考える上で違ってくるが、これ以上の史料はないので、ここでは必ずしも学生から積極的に日本語教授を持ち出したのではないという可能性を指摘することで留めておこう。

朱秀雄論文では、大韓医院附属学校について次の記述がある。

「内部衛生局は大韓医院附属学校へ1909年秋学期から日本語で教育する旨通知書を送った。これに対し、この学校の校長池錫化は不可という意見書を内部に建議した。即ち、現在日本語を理解する学生が数少ない状態である故、日本語教科書を使って教える事は不可能であるとの事であった。」⁽²⁴⁾

しかし、ややニュアンスが異なるようである。池氏の意見書には4点の「困難」が述べられ、その概要は、

- ① 「能く外国語で十分に直接教誨を受けられるものは普通学校の漢文読本も師無しに十分解読できる人が絶無僅有である」。
- ② 「今日人民の困窮な状況では金銭の捷徑を謀って目前の生活をするのが要」で「四五年先の利益を希望するものは多くはない」こと。
- ③ 「直接教授」を受ける人が仮にあって「少数」で、この「少数の人のために国の財産を徒費するばかり」と嘲笑される。
- ④ 「直接教授」で「科学の微辞奥旨」は「普通の日語爛熟者では到底その真義を解得できない」。ということで、「たとえ日語ができなくとも漢文の能力が頗る有る者を多数募集して通訳で十分完全なる者を分擇び日語と医学を並力教授すれば三年後には日語で直接教授できる」という考えを持っていた。⁽²⁵⁾

つまり、池氏は「医学発達」を第一に考えており、そのために日本語ができる者を最初から集

めて少数で日本語直接教授をすることに反対したのであって、「日本語教科書を使って教える事」自体に反対している訳ではなかった。

一方私立学校では、次のように日本語を廃した結果、生徒の同盟退学が起こったという報告もあった。

「平安北道寧辺の某私立学校に於ては一旦課したる日本語を廃したる結果生徒は同盟退学を為し頑迷なる学校関係者も再び日本語を課して局を結びたることあり」⁽²⁶⁾

このように、時期として日本人官吏が全朝鮮で力を持つようになっていった頃には日本語の“実用性”も一般には認められていたらしく、朝鮮人に主権がまだ存在したためもあったか、日本語の一定程度の有用性については特に批判なく受け入れられていた部分もあったと思われる。

外国語学校卒業生の動向については、趙論文が『官立漢城外国語学校一覧』に加えて『大韓帝国官員履歴書』を用いて不明部分を補っている。本論文作成にもその成果を借用し、(第5表)(第6表)を作成した。

①(第5表)Ⅰ.によれば、日語学校卒業生(～1908年まで)の63%以上が官職についている。(判明分中では8割以上)まさに官吏養成学校の如しである。

②(第5表)Ⅰ.Ⅱ.とⅢの比較から、卒業生総数に対する官公署関係就業者数は日語学校が高い。そこで日語学校卒業生のみに着目して(第6表)を作成し、どの時期の卒業生がどの部門に多く就職したかを表示した。

③この『官立漢城外国語学校一覧』が出された後、日語部の卒業生が更に急増するが[(第4表)(第6表)参照のこと]、この傾向は1907年卒業生から見え始める。[(第5表)Ⅰ⑨、Ⅱ]速成科卒業生を含めて、日本語需用が増大した結果を反映するものと考えられる。就業先は、日語部時代のみを見ると、法部関係、通訳、翻訳官補が多い。

なお、(第4表)との対比からすぐ判明するように、相当な数の中途退学者が存在するが、彼らの動向についてはわからない。李光麟論文が指摘したような例、すなわち、中途退学しても通訳にはすぐ就職できるという状況が1900年頃の英、仏語学校にはあったという。⁽²⁷⁾日語学校に関する記述でも、趙論文で「在学中でも適当な就職處があれば卒業より就職を優先的に考えた」ことが指摘されているが、⁽²⁸⁾これに関する典拠史料は示されてない。可能性としては大いにある得るが、このことが果してどの程度この時期に起こっていたかについては不明である。

なお、日語学校、漢語学校は他外国語学校に比し修業年限が短かった。⁽²⁹⁾このことも卒業生の数に影響していたかもしれないが、これもよくわからない。

日本へ留学した留学生の官吏採用については、金泳謨によれば以下のとおり。

「日本に留学した官僚は、全官僚の五%程度を占めるにすぎなかった。また彼らの帰国後いくらかも時日を経ておらず全く下級官僚の地位しかもっていなかった。」

「彼らは、その学んだ知識がどの程度にか伝達することのできるような官職(技手・教官)に従事する者が多く、とくに参尉、正尉のような武官職に多かった。武官職に従事した多くの人は、日本の士官学校出身者が大部分であり、見学・視察者も多い方であった。そして、専門・大学校出身者は、主事や教官および上級官僚が多いが、高校その他の学校出身者には教官および主事、通訳官が多い。外交官は帰国後比較的高い地位(三品以上九名)についている。」⁽³⁰⁾

第5表 官立日語学校卒業生の就職状況

I. 官立(漢城)日語学校時代 ※「漢城」が入るのは学部直轄となった1906年9月から。

*卒業期と人数

第一回(1987年12月) 11名	第六回(1904年12月) 11名
第二回(1901年2月) 2名	第七回(1905年12月) 8名
第三回(1901年6月) 2名	第八回(1906年6月) 9名
第四回(1903年4月) 5名	第九回(1907年3月) 35名
第五回(1903年6月) 2名	計 85名

*官公署関係

内閣 1; 内閣主事⑧。
 内部 4; [親察道警務署警察官] ①, 内部雇①, 内部主事⑥・⑧。
 度支部 11; 度支部書記官①, 度支部主事①・⑥2・⑦・⑨4, 度支部技手⑥・⑨。
 財務署 4; 財務署財務官長⑥, 財務署主事③・⑨, 漢城財務署主事⑥。
 税関 1; 釜山港税関主事⑧。
 軍部 1; 陸軍副尉①。
 法部 3; 身故[法部法律起草委員] ⑦, 法部翻譯官⑧, 法部書記官⑨。
 裁判所 3; 裁判所判事①, 裁判所翻譯官補⑤, [裁判所翻譯官補] ⑥。
 学部 4; 学部翻譯官⑥, [学部書記郎] ⑥, 学部委員⑨, 学部主事⑨。
 語学校 5; 本校教授③・④, 本校副教授⑨2, 本校書記④。
 高等学校 2; 身故[中学校教官] ①, 高等学校教官②。
 普通学校 6; 齋洞副訓導⑤, 水下洞副⑦, 春川副⑧, 元山副⑨, 公州副⑨, 附屬講師囑託⑨。
 農商工部 6; 農商工部技師①, [同書記官] ④, [同書記郎] ⑦・⑨, 同主事⑧, 同技手⑨。
 地方官 3; 道事務官①, 郡主事②2。

小計54/85 63.5% (判明分中54/64=85-21; 84.4%)

*その他

内蔵院主事⑨, 主殿院主事⑦。
 倉庫会社社員①, 凶南会社社員④, 農工銀行雇⑧。
 医学営業①。
 外国留学②。
 法律事務所事務員 & 畿湖学会講師④, 徽文義塾講師⑦, 私立学校⑧。
 空欄不明21; ⑥2, ⑦2, ⑧1, ⑨16

備考: 何回目の卒業生であるかを丸数字の番号で表わした。

丸数字直後の数字は, その回に複数の該当者がいることを示す。

普通学校の表記は, 例えば「水下洞副」は, 「水下洞普通学校副訓導」を示す。

趙論文で判明したものに [] をつけた。

II. 官立漢城外国語学校日語部 ※1908年1月から。

*卒業期と人数 [1908年3月] 34名

*官公署関係

度支部 財務署主事 2; 公州, 元山。
 法部 1; 法官養成所主事。
 裁判所関係書記 2; 京城控訴院, 平壤地方裁判所。
 裁判所翻譯官補 7; 忠州区, 晋州地方, 北青区, 京城区, 大田区, 安東区, 光州區。
 監獄通訳 3; 京城, 咸興, 光州。
 学部 3; 学部委員 2, 本校講師囑託。

小計18/34 52.9% (判明分中18/20=34-14; 90.0%)

*その他

奎章閣囑託 1
 日本国留学 1

空欄不明 14

出典：『官立漢城外国語学校一覽』隆熙三（1909）年三月

（『日本植民地教育政策史料集成』第65巻，龍溪書舎，1991年7月所収）

趙文濟「韓末(の)日語学校教育(の)研究——(ソウルの)官立日語学校(を)中心(として)」

（『(ソウル)教育大学論文集』第10輯，1977年6月，20～24頁）より作成。

Ⅲ. 各外国語学校（日本語以外）の就業状況

A. 官立英語学校卒業生

第一回（1903年1月）4名

第二回（1904年1月）2名

第三回（1905年1月）7名

第四回（1906年1月）2名

第五回（1907年3月）3名

計 18名

B. 官立漢語学校卒業生

第一回（1900年7月）4名

第二回（1901年7月）6名

第三回（1902年12月）5名

第四回（1905年7月）6名

第五回（1906年3月）1名

第六回（1906年7月）5名

計 27名

学部主事③，本校副教授②・③。

英国領事官翻訳官③。

仁川海關雇①・③。

英人印刷所会計①。

商業⑤。

英人商会通訳④，京城新聞社通訳官④。

留学美国②・③，留学上海③。

入学善隣商業学校⑤。

身故①2

未詳③・⑤

学部書記官⑥，本校副教授②2。

度支部技手④。／巡查在勤④。／突山郡守①。

侍從院侍從②。

会社事務員②。

私立学校教師③・④・⑤・⑥。

身故②・⑥。

空欄不明 13；①3，②1，③4，④3，⑥2。

英語部

〔1908年3月31日〕17名

本校教師嘱託／私立学校教師

留学上海，留学日本，入学培材学堂

空欄不明 12

漢語部

〔1908年3月〕9名

本語部講師嘱託

空欄不明 8

C. 官立漢城法語学校卒業生

第一回（1906年7月3日）1名

第二回（1906年7月3日）8名

第三回（1907年3月25日）3名

12名

度支部財産整理局技手②

宮内府主馬課主事②。

法官養成所入学②，日語部入学②。

培材学堂入学③，私立普光学校入学②・③

法語繼續研究②

未詳①・②2・③

D. 官立德語学校卒業生

第一回（1907年2月5日）4

宣川郡德人金鉞通訳員①，音楽隊通訳員①。

空欄不明 2；①2

法語部

〔1908年3月9日〕8名

未詳6，空欄不明 2

德語部

〔1908年3月〕2名

空欄不明 2

出典：『官立漢城外国語学校一覽』隆熙三（1909）年三月

（『日本植民地教育政策史料集成』第65巻，龍溪書舎，1991年7月所収）より作成。

第6表 日語学校各回卒業者の官公署関係就業状況

卒業期 官職名\年	①										②	③	④	⑤
	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回	第七回	第八回	第九回	日語部	日語部	速成科	日語部	速成科
計	'97	'01	'01	'03	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'10	'10
内閣	1;								1					
内部	4;	2				1		1						
度支部	11;	2				3	1		5					
財務署	6;			1		2			1	2				
税関	1;							1						
軍部	1;	1												
法部	4;						1	1	1	1				
裁判所	12;	1			1	1				9				
監獄通訳	3;									3				
学部	6;					2			2	2				
語学校	6;			1	2				2	1				
高等学校	2;	1	1											
普通学校	6;				1		1	1	3					
農商工部	6;	1		1			1	1	2					
地方官	3;	1							2					
計72;	9	1	2	3	2	9	4	6	18	18	?	?	?	?
/卒業生総数 119	11	2	2	5	2	11	8	9	35	34	35	37	52	34

(網かけ部分を加えた総計 227)

しかし、まだ比較的若い人々が多く、朝鮮総督府時代以降の中心の人材として重要となっていくに違いない。

(註)

- (1) 李萬珪『朝鮮教育史』下、ソウル、乙酉文化社、1949年、73頁。(稲葉繼雄「官立漢城外国語学校について——日語学校を中心に」『韓』第103号、1986年8月、133頁より再引用。)
- (2) 李光麟「旧韓末の官立外国語学校」『韓』第2巻第9号、1973年9月。
- (3) 趙文濟「韓末の日語学校教育の研究——ソウルの官立日語学校を中心として」(『ソウル教育大学論文集』第10輯、1977年6月。)
- (4) 稲葉繼雄「官立漢城外国語学校について——日語学校を中心に」『韓』第103号、1986年8月。
- (5) 同上、139頁。
- (6) 同上、143頁。
- (7) 同上、144頁。
- (8) 同上、145頁。
- (9) 『韓国教育ノ既往及現在』1909年12月、学部、8頁。(『韓』第80号、1978年10月。復刻158頁。)
- (10) 「各外国語学校学員募集広告」旧韓国『官報』第3371号、1906年2月8日等。
- (11) 「学員募集広告」官立漢城外国語学校『同上』第4622号、1910年3月9日等。なお、同様のものは1909年3月5日付広告にもあるが、前掲の1905年のものとあわせ稲葉論文では例外として扱っている。(前掲稲葉論文、152頁。)
- (12) 前掲稲葉論文、151頁。

- (13) 前掲趙文濟論文, 38頁。
- (14) 「漢城師範学校学員募集広告」前掲旧韓国『官報』第3347号, 1906年1月11日。
- (15) 「官立漢城師範学校学員募集広告」『同上』第4006号, 1908年2月25日。
- (16) 「漢城師範学校教員臨時養成科学員勸赴広告」『同上』第3457号, 1906年5月19日。試験科目は, 漢文(読書), 作文(国漢及交作), 算術, 本国歴史, 本国地誌, 日語となっていた。
- (17) 「学員募集広告」官立漢城高等学校, 『同上』第3732号, 1907年4月5日等。入学試験科目として, 国語(講読, 作文或簡牘), 漢文講読, 日本語(初歩), 算術問対(整数四則初歩)が記されている。
- (18) 「工業伝習所学員募集広告」『同上』第3713号, 1907年3月14日。入学試験科目は, 国漢文, 日語, 算術(簡易^{かんい}加減乗除)。
- 「法官養成所学員募集広告」『同上』第4016号, 1908年3月7日。試験科目は, 読書(国漢字交用文及漢文), 作文(国漢文), 算術, 歴史(内外国), 地誌(内外国), 日本語。
- 「農林学校学員募集広告」『同上』第4015号, 1908年3月6日。試験科目は, 日語, 数学, 漢文と身体検査。
- (19) 前掲李光麟論文, 112頁。
- (20) 「徳校日語」『皇城新聞』第2741号, 1908年4月3日。
- (21) 「外国語学校には日語課程を添入することに学部で決定した」(「日語添入決定」『皇城新聞』第2752号, 1908年4月16日。)
- (22) ちなみに, 1909年4月19日の外国語学校令改正は, ①入学資格, ②教科用図書の二件のみであって, 日本語科についての規定はない。
- (23) 朱秀雄「韓国における日本語教育に関する研究(Ⅱ)——統監府時代の日本語教育」『京畿大学大学院論文集』第3輯, 1986年12月, 136頁。
- (24) 同上, 156頁。
- (25) 「池氏等意見」『皇城新聞』第3059号, 1909年4月29日。
- (26) 学部『韓国教育ノ現状』1910年7月, 27頁。(『韓』第7巻第9・10合併号[通巻第80号], 1978年10月による復刻)
- (27) 前掲李光麟論文,
- (28) 前掲趙論文, 40頁。
- (29) 稲葉継雄「官立漢城外国語学校について——日語学校を中心に」『韓』第103号, 1986年8月, 141頁。
- (30) 金泳謨/渡部学訳「韓末外来文化の受容階層——韓国開化期留学生の実態」『韓』第一巻第七号, 1972年7月, 36頁。

第四章 日韓官吏間の「言語不通」と韓日語講習 ——日本人官吏急増に伴う日本語氾濫の問題——

再三述べてきたように, 第三次日韓協約の後, 学部をはじめとする韓国政府内に大量の日本人官吏が入り込んだことは必然的に日本語使用機会の増加を意味した。

一方で日本語使用に対する抵抗や日本語使用者に対する反発が根強かったが, 第一章で述べたような公教育体制を通した官吏登用コースを機能させようとする試みが着実に進行し, 第三章で示したように実際に日本語能力がある者によって官吏の「需用」が満たされたのであった。

第三次日韓協約の4ヵ月後1907年11月の時点で, 官庁内での「言語不通」が新たな問題となった。この問題については当時の新聞で報じられた。すなわち,

「近日各府部以下で一般官庁の状況を聞き得た則一自日本人をもって次官以下勅奏任の高等官吏を任用して以来何部でも勿論のこと各局課の事務が渋滞して文簿が堆委し己往より十倍困難な状態が有る

此は何故に由るか吾輩の探聞したところに拠るとすなわち大抵日本人は韓国に渡来して日が浅く我が国の事情を慣通できないだけでなく各官庁局課の事情も習知できないことに由り或は何等公文であっても或は何種處辨^{ケンタイ}であっても茫然と遲疑決せず自然時日を怠滞（＝誤りをしたり仕事を滞らせたりする）するのである

且つ何種公文書類であっても必ず其の次官や高等官吏を経由するのを俟つことに由るが該高等官吏が統監府の事務を兼帯している故に文字の經由することを自然に過時遅滞する事が多く且つ彼我間にまだ言語が相通じないことに由り或は切要な事務が有る時には通弁^{フントウ}を俟つことに因って此が遅滞されるばかりか且つ我が国の書式及び文套に通じず則何種書類であっても日語で訳述した後に其の義の（を）粗解することを始め得ることをもって自然に事務上渋滞を生じるのである 此近日各官庁事務の積滞する原因である…」⁽¹⁾

また、同月末の大臣会議の席上で統監伊藤博文も「常ニ自分ノ懸念スル所ハ日韓人ノ間ニハ言語不通ト云フ一大衝突ヨリ輒モスレハ意志ノ疎通ヲ欠クノ虞アリ」⁽²⁾と語っていた。日本人官吏の増員によってもたらされた日本語の氾濫がこの頃、「言語不通」問題として噴出し始めたのだった。

この状況に合わせて「韓日語講習」が行われる。この講習について、朱論文、稲葉論文の指摘によって『皇城新聞』の記事を参照すると、官庁関係ではまず、警務庁が1906年3月同庁内に「巡検を教育するため」日語学校を設立している。⁽³⁾警務庁の「第二回日語科学徒九人」が卒業し「各道警務署通訳」として送られたことは1907年3月4日付の報道でわかる。⁽⁴⁾また、4月20日の記事に「一昨日より各署に在勤する巡検で文筆に有余ある者」を「出番日に該庁内教習所へ召集」し、「毎日正午十二時から午後三時まで」「日語と警察章程を教授」することが報じられた。⁽⁵⁾学部では1907年11月、「書記郎が毎日午後五時に講習する」一年コースの「日語講習所」を設置したという記事がある。⁽⁶⁾この学部内の日語講習所は、1908年9月の段階で「官立漢城師範学校附属普通学校に移設」され、「毎日一時間ずつ」講習していると記されている。⁽⁷⁾

以上は、朝鮮人官吏に対する日本語の講習であり、広く日本語教育あるいは日本語普及政策の一環と見做せよう。次に日本人官吏の場合を見てみよう。

日本人警察官が配置されても実際言語の使用には問題が出、例えば「忠州府警務顧問部で忠州郡各面に日人巡查を派送して戸数及び人口数を一々調査摘奸したが言語を互相不通することで困境が莫甚である」という事態が生じた。⁽⁸⁾このような状況にあわせて、日本人官吏は朝鮮語に対する学習の必要性を強く感じだすことになった。

「統監府で各地方警察官吏と財務官吏が韓語を講習するために韓語必携を編纂することに決定し該編纂員は度支部事務官平野與次氏と主事徐基殷氏と赤松氏を囑託した」⁽⁹⁾

学部に再び目を向けよう。1910年3月の記事には「執務上の便宜を図る為め」の「韓日語講習会」が「事務の多忙に因り一事中止されたが、一昨日より再び開講した」とあることから、この時までに学部では上述した日本語講習だけではなく、日本人官吏による朝鮮語学習が行われた

したことがわかる。また、この記事から「韓国語科」(午前)に「日人官吏二十九名」が、「日語科」(午後)に「韓人官吏が十六名」受講していることがわかる。⁽¹⁰⁾

その他の官庁で語学講習が確認できるのは宮内府と度支部で、宮内府では1908年2月の時点で、「宮内府は各部と特異な各種慣例が有って、日本人に該府官吏を叙任した後で両国人の言語が通らず事務処理に滞る弊害が多いことから韓日語を相互研習」するようになった。⁽¹¹⁾度支部では、まず、部内の「税務講習所」をあげておこう。この科目は10科目中「日語会話」「日語訳文」「日語作文」の3科目が日本語関係科目であった。⁽¹²⁾

8月7日にも3月の記事とほぼ同科目、同スタッフで「一昨日」「設立」したとある。「級外主事を教授するため」というのがその理由となっていた。「毎日午前八時から十一時まで」となっていた。⁽¹³⁾この二つから、比較的短い期間で必要知識の一つとして「日語」が課せられていたと考えられよう。また、1909年4月にも「韓日官吏及其他雇傭人の一同親睦を図る為め全部及所管官庁在勤の韓日官吏及傭人中日本人には韓国語を教授し韓人には日語を教授することで韓日語講習会を組織し本日発会式を開いて十九日より午後三時半より一時間日語講習を行い、午前八時半より一時間は韓国語講習を行う」という記事に見られるように、この時から朝鮮語、日本語の講習を始めている。⁽¹⁴⁾

語学講習が単に日本語講習だけではなく、日本人官僚に対する朝鮮語講習をも必要としたことは注目に値する。宮内府のような両国官吏の言葉が通らない状況は、なにも宮内府に限ったことではなかったと想像される。日本語講習のみではなく、朝鮮語講習が加わる時期は、先に掲げた(第3表)で日本人官吏が大量に韓国政府に導入された時期と「言語」の「不通」の時期は確実に重なってくる。

しかし、例えば学部の韓日語講習者程度の受講者数しかいなかったとすれば、これらの記事に見られる「言語」の「不通」を解決する手段としての効果は疑問である。

また、警察庁内の日語学校の着手の早さには、何か特別の意味があったかもしれないが、現在のところこれ以上の史料はない。

普通学校の教監会議席上でも、日本人教員(教監)に対する曾副副統監からの訓示の中にも朝鮮語学習の必要性は唱えられていた。

「言葉が違って居る処へ来て仕事をするには何事につけても隔靴搔痒の感じが致します、其れ故皆さんは少しづつでも韓国語を学ばれるやうに致したい」⁽¹⁵⁾

日本語、日本人に対する問題は当然のこと広がっていたに違いない。

『韓国教育ノ現状』等に現われた、諸々の「誤解」(「誤解」は学部日本人官吏の使用した表現)がよく例示されるが、外にも日語学校の日本人教員が殺害された例、

「△全州電に拠れば則本月二日朝に仁実郡日語学校に義徒署二百名が来襲し該校教師鈴木信之助を砲殺したというが該義徒中略十八名は韓兵服装をしていたという」⁽¹⁶⁾

公文から日本語を排除した例として、

「度支部で財務週報を日文で発刊しているが従今以後は国漢文で印刷するという」⁽¹⁷⁾

「内閣で各府部院庁に通牒し京城及び各官庁に公文書類使用する文字に関する件について文字を国漢文で交用せずには或は純漢文で調製し吏読を混用することが已違規例で且つ外国人で本国官吏であるものが或は其の国漢文を専用すれば一般解釈上に疑誤する慮が有るばかりか規式に違反になるであろうこと左開件を改定実施することで閣議に提出した……（中略）

- 一 各官庁の公文書類は一切国漢文を交用し純漢文や吏読や外国文字の混用を得ざる事
- 一 外国官庁により接受した公文に関しては原本で正式處判を経訳本を添付し存案する事」⁽¹⁸⁾

「内閣で提議可決した結果各郡で地方官吏に発送する公文や地方で報告する公文上に日文中で翻訳することを禁止したので内部会計課では黄海觀察道に日文中で公文を発送したが該道で接受を為さず封還したという」⁽¹⁹⁾

これらはまだ主権が残っていた韓国政府の巻き返しとも考えられる。

しかし、1909年になって逆に、全羅北道觀察使から内部へ「日文中」の報告書が提出されたり、⁽²⁰⁾咸鏡南道觀察使から学部へ「日文中」の報告書を起草した等、⁽²¹⁾地方の官吏（朝鮮人）がわざわざ日本語を用いた報告書をつくるという例が現われた。

（第3表）で見た特徴が進むにつれ、ますます日本語の勢いが強まるであろうことは容易に想像できよう。

基本的には韓国政府の主権下であったため、日本人としても主権民族の言語である朝鮮語については全く知らずには済まされなかった。しかし、確認できたところでも日本人の側としてどうしても必要になる場合、「言語不通」の状況を自らの努力で解消していこうという例は数少なかったと言える。そのうち多くは、日本語の能力がある朝鮮人を用いることで解決したことになっていたのではない。

（註）

- (1) 「各官庁の情况」『皇城新聞』第2625号、1907年11月7日。
- (2) 大臣會議筆記「韓国施政改善ニ関スル協議会 第二十三回」1907（明治四十）年11月29日、『日韓外交資料集成』6（中）、巖南堂書店、1964年、677頁。
- (3) 「雇師教語」『皇城新聞』第2129号、1906年3月16日。
- (4) 「警務学徒需用」『皇城新聞』第2419号、1907年3月4日。
- (5) 「乘暇学習」『皇城新聞』第2459号、1907年4月20日。
- (6) 「学部講習所」『皇城新聞』第2629号、1907年11月12日。
- (7) 「日語講習所移接」『皇城新聞』第2884号、1908年9月23日。
- (8) 「通訳不便」『皇城新聞』第2375号、1907年1月7日。
- (9) 「韓語編纂」『皇城新聞』第2749号、1908年4月12日。
- (10) 「学部で語学講習」『皇城新聞』第3312号、1910年3月8日。
- (11) 「韓日語研習」『皇城新聞』第2700号、1908年2月14日。
- (12) 「講師推定」『皇城新聞』第2420号、1907年3月5日。
- (13) 「度支部内講習所」『皇城新聞』第2552号、1907年8月7日。
- (14) 「度部の韓日語講習」『皇城新聞』第3047号、1909年4月15日。
- (15) 「曾瀾副統監訓示要領」1908年7月18日。（前掲『日本植民地教育史料集成（朝鮮篇）』第65巻、21頁。）

- (16) 「●地方消息一通」『皇城新聞』第2560号, 1907年10月6日。
- (17) 「日文廃止」『皇城新聞』第2690号, 1908年1月29日。
- (18) 「国漢文交用」『皇城新聞』第2690号, 1908年1月29日。
- (19) 「日文公牒封還」『皇城新聞』第2738号, 1908年3月31日。
- (20) 「日文報告」『皇城新聞』第3008号, 1909年2月27日。
- (21) 「日文報草」『皇城新聞』第3056号, 1909年4月25日。

む す び

韓国統監府時代の日本語普及・強制政策を、主として日本人官吏の全国配置と朝鮮人への日本語教育および官吏登用政策の観点から考察してきた。

第一章では、とりわけ朝鮮人に対する日本式教育を授ける機関であり、日本語教育機関として重要な普通学校の教科目に着目した。従来いわれてきた日本語科目の第一学年からの必須化のほか、「理科書」も日本語で記されていた可能性があることがわかった。実業科目を「理科」の中で教えることは、この後植民地時代になってからの起源でもある。

また、この普通学校から上級学校へ進学し、官吏となるコースの形成が目論まれたのも統監府時代のことであった。日本語を各段階の学校で習得したものが官吏へのコースを進むことができたのであった。

第二章では、第一節で官庁における日本人配置の状況について明らかにした。法的には第三次日韓協約の1907年後半から各官庁(部)の官制が改正となり、地方官にまで日本人が配置できるようになった。この準備として、地方郡守の大更迭を行ない中央官庁の意のままの地方支配体制に向けて人材整理を行なった。日本人官吏は中央では大臣を補佐する「次官」として、地方では長を補佐する「主事」としてその実権を握るようになった。

朝鮮人の文官任用については、広く外国(事実上は日本)で学問をしたものを官吏に任用できる規則に改正していった。これらの進行により日本人官吏が官庁の半数以上を占めるまでに至ったところもあった。

日本人官吏の配置や地方郡守の更迭を進めた理由の一つに日本の韓国支配の強化があげられる。1905年の保護条約以来各地で起こっていた朝鮮人の義兵闘争が1907年の更なる日本の支配強化の中で一層強まっていたことと並行して、教育分野では教育によって国権回復を目指す教育救国運動が活発になった。この頃私立学校が急増したのだった。そこで教育政策においてもこれらの統制と弾圧を行なうため、私立学校令をはじめとする統制・弾圧法令を發布した。学部の「配慮」とは別に、弾圧政策が幾つかの地方で行なわれた。これは朝鮮民衆の抵抗の強さに対して実際に弾圧しかないと考えた地方官吏のものであったが、結果的に本来学部の意図した形が現われたということもできる。

第三章では、実際に日本語学校出身者がどれだけ官吏に近かったかを示すことができた。日本語を習得することが朝鮮社会においても一定程度必要な状況になっていたことを示しているといえよう。

第四章では、日本人が官庁等に進出することによって実際に生じた「言語不通」の問題と、その解消のための「韓日語講習会」について取り上げた。ある程度の日本人側からの朝鮮語学習の動きも認められるが、必ずしも多いものではなかった。

とりわけ、日本人官吏、日本人教員は日本本国から派遣される形がほとんどであったから、「明治」時代以降形成された朝鮮に対するイメージを背景として考えれば、日本からの日本人の「移住」がすなわち日本語強制使用を伴うものだったと想像できる。これに朝鮮の侵略、支配機構の強化政策を重ねあわせれば、中央官庁・地方行政機関を掌握する過程で一気に日本語使用が拡大されたと考えられる。

朝鮮支配を日本人のみで行うことは困難であるから、日本式教育を受けた朝鮮人を採用したのであったし、あるいは日本語能力を朝鮮人に求めて日本人官吏の支配に都合良い状況を作ろうとしたのであった。

植民地時代になってこのシステムがどのように変容するかを今後の課題として残したい。